

# 利根川水系河川整備基本方針

## 本文新旧対照表

令和6年5月27日

国土交通省 水管理・国土保全局

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
1	<p data-bbox="360 411 920 443">利根川水系河川整備基本方針</p> <p data-bbox="524 1038 757 1118">平成 18 年 2 月 国土交通省河川局</p>	<p data-bbox="1216 411 1776 491">利根川水系河川整備基本方針 (変更案)</p> <p data-bbox="1279 1038 1715 1118">令和 6 年 月 国土交通省 水管理・国土保全局</p>	

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
2	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針. . . . . 1</p> <p>    (1) 流域及び河川の概要. . . . . 1</p> <p>    (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針. . . . . 12</p> <p>        ア 災害の発生の防止又は軽減. . . . . 13</p> <p>        イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持. . . . . 17</p> <p>        ウ 河川環境の整備と保全. . . . . 17</p> <p>2. 河川の整備の基本となるべき事項. . . . . 20</p> <p>    (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項. . . . . 20</p> <p>    (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項. . . . . 22</p> <p>    (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項. . . . . 29</p> <p>    (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項. . . . . 30</p> <p>    (参考図) 利根川水系図. . . . . 巻末</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針. . . . .</p> <p>    (1) 流域及び河川の概要. . . . .</p> <p>    (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針. . . . .</p> <p>        ア 災害の発生の防止又は軽減. . . . .</p> <p>        イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持. . . . .</p> <p>        ウ 河川環境の整備と保全. . . . .</p> <p>2. 河川の整備の基本となるべき事項. . . . .</p> <p>    (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項. . . . .</p> <p>    (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項. . . . .</p> <p>    (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項. . . . .</p> <p>    (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項. . . . .</p> <p>    (参考図) 利根川水系図. . . . . 巻末</p>	

	利根川水系河川整備基本方針（平成18年2月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	
4	<p>利根川は、その源を群馬県利根郡みなかみ町の大水上山（標高1,831m）に発し、赤城、榛名両山の間を南流しながら赤谷川、片品川、吾妻川等を合わせ、前橋市付近から流向を南東に変える。その後、碓氷川、鐮川、神流川等を支川にもつ烏川を合わせ、広瀬川、小山川等を合流し、栗橋町付近で思川、巴波川等を支川にもつ渡良瀬川を合わせ、野田市関宿付近において江戸川を分派し、さらに東流して守谷市付近で鬼怒川、取手市付近で小貝川等を合わせ、神栖市において霞ヶ浦に連なる常陸利根川を合流して、銚子市において太平洋に注ぐ、幹川流路延長322km、流域面積16,840km<sup>2</sup>の一級河川である。</p> <p>その流域は、東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県の1都5県にまたがり、首都圏を擁した関東平野を流域として抱え、流域内人口は日本の総人口の約10分の1にあたる約1,214万人に達している。流域の土地利用は、山地等が約69%、水田、畑等の農地が約25%、宅地等の市街地が約6%となっている。</p>	<p>利根川は、その源を群馬県利根郡みなかみ町の大水上山（標高1,831m）に発し、赤城、榛名両山の間を南流しながら赤谷川、片品川、吾妻川等を合わせ、群馬県前橋市付近から流向を南東に変える。その後、碓氷川、鐮川、神流川等を支川にもつ烏川を合わせ、広瀬川、小山川等を合流し、埼玉県久喜市栗橋付近で思川、巴波川等を支川にもつ渡良瀬川を合わせ、千葉県野田市関宿付近において江戸川を分派し、さらに東流して茨城県守谷市付近で鬼怒川、茨城県取手市付近で小貝川等を合わせ、茨城県神栖市において霞ヶ浦に連なる常陸利根川を合流して、千葉県銚子市において太平洋に注ぐ、幹川流路延長322km、流域面積16,840km<sup>2</sup>の一級河川である。</p> <p>その流域は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の1都5県にまたがり、首都圏を擁した関東平野を流域として抱え、流域内人口は日本の総人口の約10分の1にあたる約1,309万人に達している。流域の土地利用は、森林等が約45%、水田、畑等の農地等が約28%、宅地等の市街地等が約23%となっている。流域の関係市町村の高齢化率は、昭和55年（1980年）の約8%から、令和2年（2020年）には約27%と大きく増加している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村名の変更</li> <li>・時点更新</li> <li>・高齢化率の追記</li> </ul>
5	<p>利根川は、古くから日本一の大河という意味を込め、「坂東太郎」と呼ばれて人々に親しまれてきた。利根川は、江戸時代以降の産業、経済、政治の発展の礎となっただけでなく、戦後の急激な人口の増加、産業・資産の集中を受け、高密</p>	<p>利根川は、古くから日本一の大河という意味を込め、「坂東太郎」と呼ばれて人々に親しまれてきた。利根川水系の河川は、江戸時代以降の産業、経済、政治の発展の礎となっただけでなく、戦後の急激な人口の増加、産業・資産の集中を受</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・新設道路名の追記</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>度に発展した首都圏を氾濫区域として抱えているとともに、その社会・経済活動に必要な多くの都市用水や農業用水を供給しており、首都圏さらには日本の政治・経済・文化を支える重要な河川である。また、流域内には、関越自動車道、東北縦貫自動車道、常磐自動車道等の高速道路及び東北、上越、北陸新幹線等があり、国土の基幹をなす交通施設の要衝となっている。さらに、利根川流域の河川・湖沼が有する広大な水と緑の空間は、恵まれた自然環境と多様な生態系を育み、首都圏住民に憩いと安らぎを与える場となっている。</p>	<p>け、高密度に発展した首都圏を氾濫区域として抱えているとともに、その社会・経済活動に必要な多くの都市用水や農業用水を供給しており、首都圏さらには日本の政治・経済・文化を支える重要な河川である。また、流域内には、関越自動車道、東北縦貫自動車道、常磐自動車道、<b>首都圏中央連絡自動車道</b>等の高速道路及び東北新幹線、上越新幹線、北陸新幹線等があり、国土の基幹をなす交通施設の要衝となっている。さらに、利根川<b>水系</b>の河川・湖沼が有する広大な水と緑の空間は、恵まれた自然環境と多様な生態系を育み、首都圏住民に憩いと安らぎを与える場となっている。</p>	
6	<p>このように、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。</p>	<p>このように、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。</p>	
7	<p>利根川流域の地形は、東・北・西の三方を高い山地に囲まれ、南東側だけが関東平野に連なる低地になっている。山地は、北東部に八溝山地、北部に帝釈山地と三国山地、西部に関東山地がそびえ、渡良瀬川をへだてて三国山地と向かい合うように足尾山地が位置しており、その内側には日光、奥利根、上信火山群等に属する多くの火山がある。上流域は、標高 1,500m～2,500m の山地から成り、群馬県の草津白根山、榛名山、赤城山等、また栃木県では鬼怒川上流の日光白根山、男体山等がある。丘陵は、山地から台地、低地に移る山麓に断片的に分布しており、洪積台地が利根川の中・下流に広く分布している。台地の標高は、平野中央部にあたる幸手、久喜、栗橋付近が最も低く、周辺部に向かって高くなる盆地状を示してい</p>	<p>利根川流域の地形は、東・北・西の三方を高い山地に囲まれ、南東側だけが関東平野に連なる低地になっている。山地は、北東部に八溝山地、北部に帝釈山地と三国山地、西部に関東山地がそびえ、渡良瀬川をへだてて三国山地と向かい合うように足尾山地が位置しており、その内側には日光、上信火山群等に属する多くの火山がある。上流域は、標高 1,500m～2,500m の山地から成り、群馬県には草津白根山、榛名山、赤城山等、栃木県には日光白根山、男体山等がある。丘陵は、山地から台地、低地に移る山麓に断片的に分布しており、洪積台地が利根川の中・下流に広く分布している。台地の標高は、平野中央部にあたる<b>埼玉県幸手市</b>、<b>埼玉県久喜市</b>付近が最も低く、周辺部に向かって高くなる盆地状を示している。そして、</p>	<p>・表現の適正化</p>

	利根川水系河川整備基本方針（平成18年2月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	る。そして、これらの台地を分断する形で利根川本川、渡良瀬川、鬼怒川などが流れ、沖積平野を形成している。	これらの台地を分断する形で利根川本川、渡良瀬川、鬼怒川等が流れ、沖積平野を形成している。	
8	利根川流域の地質は、北部の帝釈山地、三国山地、足尾山地及び関東山地東部の丘陵地は主に古生層、中生層から成り、これらは主として砂岩、粘板岩、石灰岩などの固結堆積物で構成され、固結度は極めて高い。また、日光白根山、赤城山、榛名山、浅間山などの火山地は主に第四紀火山岩類から成り、榛名山、浅間山の北麓には沖積層も分布している。火山裾野の表層には一般に厚い関東ローム層が堆積している。平地部は沖積平野から成っており、この沖積平野には水田に適した泥炭や黒泥土などの有機土層がみられる。沖積平野は、軟弱地盤で、層厚は上流から下流に向かって厚くなっている。	利根川流域の地質は、北部の帝釈山地、三国山地、足尾山地及び関東山地東部の丘陵地は主に古生層、中生層から成り、これらは主として砂岩、粘板岩、石灰岩等の固結堆積物で構成され、固結度は極めて高い。また、日光白根山、赤城山、榛名山、浅間山等の火山地は主に第四紀火山岩類から成り、榛名山、浅間山の北麓には沖積層も分布している。火山裾野の表層には一般に厚い関東ローム層が堆積している。平地部は沖積平野から成っており、この沖積平野には水田に適した泥炭や黒泥土等の有機土層がみられる。沖積平野は、軟弱地盤で、層厚は上流から下流に向かって厚くなっている。	
9	利根川流域の気候は、太平洋側気候に属し、一般には湿潤・温暖な気候となっているが、流域が広大なため、上流の山地と中下流の平野、河口の太平洋沿岸とで大きく異なる。流域の年間降水量は1,200～1,900mm程度であり、平均年間降水量は1,300mm程度で、中流域の内陸平野部は少なく1,200mm程度となっている。降水量の季別分布は、一般に夏季に多く冬季は少ないが、利根川最上流部の山岳地帯では降雪が多い。また、群馬県や栃木県の山沿い地方では7～8月にかけて雷雨が多く発生する。	利根川流域の気候は、太平洋側気候に属し、一般には湿潤・温暖な気候となっているが、流域が広大なため、上流域の山地と中・下流域の平野、河口の太平洋沿岸とで大きく異なる。流域の年間降水量は1,200～2,000mm程度であり、山地では2,000mm以上の地域も見られるが、中流域の平野部は少なく1,200mm～1,400mm程度となっている。降水量の季別分布は、一般に夏季に多く冬季は少ないが、利根川上流域の群馬県利根郡みなかみ町藤原など山岳地帯では冬季の降雪が多い。また、群馬県や栃木県の山沿い地方では7～8月にかけて雷雨が多く発生する。	・表現の適正化
10	利根川の源流部から渋川市に至る区間は、巨石の岩肌が連なる水上峡、諏訪峡に代表される風光明媚な景観を呈し、沿川には、ブナ、ミズナラ等の自然林、コナラ等の二次林やスギ、ヒ	利根川流域の自然環境は、群馬県利根郡みなかみ町から群馬県渋川市までの源流部は、巨岩の岩肌が連なる水上峡、諏訪峡に代表される風光明媚な景観を呈し、沿川には、ブナ、ミズナ	・表現の適正化

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	ノキ等の人工林が広がり、溪流にはイワナ、ヤマメ等の清流に生息する溪流魚が生息する。	ラ等の自然林、コナラ等の二次林やスギ、ヒノキ等の人工林が広がり、溪流にはサクラマス（同種で生活史が異なるヤマメを含む）、カジカ等の清流に生息する溪流魚が生息する。また、ダム湖周辺には、ヤマセミ、オシドリ、マガモ等の鳥類が生息する。	・環境の現状を記載
11	扇状地が広がる渋川市から熊谷市 <small>くまがや</small> に至る区間は、蛇行河川が形成され、礫河床の瀬は群馬県内有数のアユ等の産卵・生息場となっているとともに、淵にはジュズカケハゼ等が生息し、中州等ではコアジサシ、イカルチドリ等の営巣が見られる。	扇状地が広がる群馬県渋川市から利根大堰 <small>とねおおせき</small> （埼玉県行田市 <small>きょうた</small> ）までの上流部は、蛇行河川が形成され、礫河床の瀬・淵にはアユ、ウグイ等、ワンド・たまりにはムサシノジュズカケハゼ等の魚類が生息し、礫河原にはカワラサイコ等の植物が生育し、カワラバッタ等の陸上昆虫類が生息する。中州等にはコアジサシ、シギ・チドリ類等の鳥類が生息し、水辺にはカモ類等の鳥類が生息する。	・表現の適正化 ・環境の現状を記載
12	熊谷市から取手市に至る区間は、広大な河川空間が形成され、水際に点在するオギ・ヨシ群落にはオオヨシキリ、セッカ等の鳥類やカヤネズミ等の哺乳類が生息している。また、水域にはオイカワ、モツゴ、ニゴイ等の魚類が数多く見られる。	利根大堰から千葉県印西市 <small>いんさい</small> までの中上流部は、広大な河川空間が形成され、瀬・淵には、オイカワ、ニゴイ等の魚類、ワンド・たまりにはモツゴ等の魚類が生息する。河岸にヨシ・オギ群落、ヤナギ類の植物が生育し、オオヨシキリ、セッカ等の鳥類やカヤネズミ類の哺乳類が生息し、湿地環境には、ハンゲシヨウ、ヤガミスゲ、タコノアシ等の植物が生育し、中州等にはコアジサシやシギ・チドリ類等の鳥類が生息する。鬼怒川合流部付近には、湿地環境や水田地帯が広がり、稲戸井調節池 <small>いななどい</small> のハンノキ林、ヨシ原等には、オオタカ、オオヨシキリ等の鳥類が生息する。	・表現の適正化 ・環境の現状を記載
13	印西市 <small>いんさい</small> から利根川河口堰に至る区間は、湛水域となっており、河口部のヨシ・カサスゲ群落が広がる高水敷は、我が国有数のオオセッカの繁殖地となっている。	千葉県印西市 <small>いんさい</small> から利根川河口堰 <small>とねがわかこうぜき</small> （千葉県香取郡東庄町 <small>かとり どうのしょう</small> ）までの中下流部は、河床勾配は緩やかで、河口堰の湛水区間となっており、ヨシ原には、オオセッカ、コジュリン等の鳥類が生	・表現の適正化

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		息し、ワンド・たまりには、モツゴ等の魚類、イシガイ類等の底生動物、トウキョウダルマガエル等の両生類、ミズアオイ等の植物が生息・生育する。水辺には、カモ類、サギ類、カモメ類等の鳥類が生息する。	・環境の現状を記載
14	また、河口堰下流の汽水域のヨシ原にはヒヌマイトトンボ等が生息するとともに、干潟は、エドハゼ、ヤマトシジミ等の生息地となっている。	利根川河口堰から河口までの下流部は、ヨシ原にはヒヌマイトトンボ、キイロホソゴミムシ等の陸上昆虫類が生息し、水域にはマルタ、ニホンウナギ、シラウオ等の回遊魚やスズキ、ボラ等の魚類が生息し、干潟にはシギ・チドリ類の鳥類の渡りの中継地となり、エドハゼ等の魚類やヤマトシジミ等の底生動物が生息する。	・表現の適正化 ・環境の現状を記載
15		<p>烏川は、群馬県高崎市倉渕町の鼻曲山（標高 1,654m）にその源を発し、榛名山の西と碓氷丘陵の東の斜面境を東南方向に流れ、平野部に入ってから支川碓氷川、鐺川、下久保ダムのある神流川を合わせて利根川に合流する。</p> <p>烏川及び神流川は、いずれも扇状地帯を流下する河床勾配が 1/200～1/600 の急流河川である。そのため、砂州が発達して瀬と淵が連続し、広い砂礫河原が主体となっている。烏川は、左岸側に山付きの河畔林が多く見られる。</p> <p>烏川・神流川は、広い河川敷が存在する扇状地河川であり、オオヨシキリ等の鳥類が生息する水際のヨシ原、イカルチドリ等の鳥類、カワラバッタ等の陸上昆虫類、カワラサイコ等の植物が生息・生育する礫河原、オイカワ、アブラハヤ、ギバチ等の魚類が生息する連続した瀬と淵、ムサシノジュズカケハゼ等の魚類が生息するワンド・たまりが形成されている。烏川・神</p>	・烏川・神流川の河道特性を追記 ・環境の現状を記載



	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		流川の高水敷や低水路にはハリエンジュを中心とした樹木が繁茂しており、特に神流川では樹林化が進行している。	
16		<p>千葉県野田市関宿付近で利根川より分派する江戸川は、ほぼ南流して東京湾に注ぐ延長約 60km の河川である。江戸川は分派直後に関宿水閘門があり、途中、利根運河、坂川、真間川等を合わせ、河口部の東京都江戸川区篠崎付近の江戸川水閘門により旧江戸川を分派し、行徳可動堰を経て東京湾へ注いでいる。江戸川は、江戸川流頭部から三郷放水路、坂川放水路付近までを河床勾配が 1/5,000 程度と緩やかに流れており、その後、行徳可動堰までの区間は、河床勾配が 1/11,300 程度とさらに緩やかになり、河口部までほとんど勾配なく流れる。</p> <p>江戸川が行徳可動堰（千葉県市川市）より上流部では、ワンド・たまり、蛇行部の砂州が形成され、ヨシ原等にはオオヨシキリやセッカ等の鳥類、砂州にはコチドリ等の鳥類が生息する。ワンド・たまりには、タモロコ、ミナミメダカ等の魚類が生息し、カイツブリ等の鳥類、ニホンアカガエル等の両生類が生息する。江戸川が行徳可動堰より下流部は、感潮区間となっており、ヨシ群落やシオクグ等の植物が生育し、行徳可動堰周辺のヨシ原にはヒヌマイトトンボ等の陸上昆虫類が生息する。水際には干潟が形成され、トビハゼ等の魚類が生息し、シギ・チドリ類の渡りの中継地になっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 19 から移動</li> <li>・ 西暦追加</li> <li>・ 環境の現状を記載</li> </ul>
17	左支川の渡良瀬川は、栃木県上都賀郡足尾町の北西、皇海山（標高 2,144m）に源を發し、足尾山地を流下し草木ダムに注ぎ、山間地を経て大間々町で関東平野に流れ出ている。ここより流路を南東に変え、足尾山地の南西縁に沿って流下し、左支	支川の渡良瀬川は、栃木県日光市の北西、皇海山（標高 2,144m）に源を發し、足尾山地を流下し草木ダムに注ぎ、山間地を経て群馬県みどり市で関東平野に流れ出ている。ここより流路を南東に変え、足尾山地の南西縁に沿って流下し、支川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表現の適正化</li> <li>・ 市町村名の変更</li> </ul>

利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
<p>川桐生川を合流後、足利市で岩井山を迂回する。ここまでの河床勾配は 1/150～1/400 の急流河川で、河道は礫・玉石を主とした礫河原が形成され、瀬と淵が連続し、ヤマメ、ウグイなどの魚類や礫河原に営巣するコアジサシ等の鳥類が見られる。</p> <p>岩井山付近から下流では、河床勾配が 1/1,000～1/2,000 と緩やかな流れとなり、左支川の旗川、秋山川、旧渡良瀬川の流路であった右支川の矢場川を合流する。藤岡町から古河市にかけて渡良瀬遊水地があり、左支川巴波川、思川の 2 河川が合流し、その後南流して利根川本川に合流する。河道は低水路と高水敷が明確となり、流れは緩やかとなる。河岸沿いにはヤナギ類やヨシ等の植物が繁茂し、そこを生息場所とするオオヨシキリ、セッカなどの鳥類が見られる。</p> <p>渡良瀬遊水地は、面積約 3,300ha に及ぶ広大なオープンスペースを有する遊水地であり、我が国最大規模の約 1,500ha に及ぶヨシ原等の湿地が広がり、多様な動植物の生育・生息環境となっているが、近年乾燥化が進行し、良好な湿地環境が消失しつつある。</p>	<p>桐生川を合流後、栃木県足利市で岩井山を迂回する。ここまでの河床勾配は 1/150～1/400 の急流河川で、河道は礫・玉石を主とした礫河原が形成され、礫河原の中州等にはコチドリ、イカルチドリ等の鳥類が生息し、連続した瀬と淵には、サクラマス（同種で生活史が異なるヤマメを含む）、ウグイ等の魚類が生息する。近年は、高水敷にハリエンジュの繁茂が顕著に見られる。</p> <p>岩井山付近から下流では、河床勾配が 1/1,000～1/4,000 と緩やかな流れとなり、支川の旗川、秋山川、旧渡良瀬川の流路であった支川の矢場川を合流する。栃木県栃木市藤岡町から茨城県古河市にかけて渡良瀬遊水地があり、支川巴波川、思川等が合流し、その後南流して利根川に合流する。河道は低水路と高水敷が明確となり、流れは緩やかとなる。ヤナギ類やヨシ・オギ群落の植物が生育し、オオヨシキリ、セッカ等の鳥類が生息する。</p> <p>渡良瀬遊水地は、面積約 3,300ha に及ぶ広大なオープンスペースを有する遊水地である。ラムサール条約湿地に登録されており、約 1,500ha に及ぶ広大なヨシ原が広がるとともに、トネハナヤスリ、ハナムグラ、タチスミレ等の植物が生育し、チュウヒ等の猛禽類やオオヨシキリ、セッカ等の鳥類が生息し、渡良瀬貯水池（谷中湖等）の水辺ではサギ類やカモ類が生息する。また、コウノトリが絶滅して以降、令和 2 年（2020 年）6 月に東日本で初めての野外繁殖が確認され、近年でも継続して生息・繁殖している。渡良瀬遊水地で誕生した個体が利根川下</p>	<p>・環境の現状を記載</p>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		流域や江戸川周辺へ飛来し繁殖しており、関東地方においてコウノトリの生息数が増加している。	
18	<p>左支川の鬼怒川は、源流域が日光国立公園に指定され、栃木県塩谷郡栗山村の鬼怒沼（標高 2,040m）に源を發し、川俣ダム及び川治ダムに至る。藤原町では五十里ダムがある左支川男鹿川が合流し、侵食によって形成された段丘状の溪谷が織りなすところに川治温泉、龍王峡、鬼怒川温泉の景勝地、ライン下り等の観光地があり、南流しながら、日光中禅寺湖から流れる右支川大谷川を合わせる。</p> <p>さらに、さくら市から宇都宮市を貫流して南下し、結城市で右支川田川が合流する。この間鬼怒川は、河床勾配 1/500 以上と急流で川幅も広く玉石が織りなす礫河原を網状に流れ、礫河原固有のカワラノギク等の植物やコアジサシ等の鳥類が見られる。しかしながら近年、川筋の固定化、高水敷や中州の樹林化等により、礫河原が消失しつつある。</p> <p>田川合流後の河床勾配は、1/1,500～1/2,500 と緩やかとなり、川幅は狭くなり、水際にはヨシやヤナギなどの植物が繁茂し、オオヨシキリ等の鳥類が見られる。最下流部で守谷市大木の台地を貫流して利根川に合流する。</p>	<p>支川の鬼怒川は、源流域は日光国立公園に指定され、栃木県日光市の鬼怒沼（標高 2,040m）に源を發し、川俣ダム及び川治ダムを流下し、栃木県日光市で五十里ダム、湯西川ダムがある支川男鹿川が合流し、南流しながら、日光中禅寺湖から流れる支川大谷川を合わせる。</p> <p>さらに、鬼怒川は、栃木県さくら市から栃木県宇都宮市を貫流して南下し、茨城県結城市で支川田川が合流する。この間鬼怒川は、河床勾配 1/200 以上と急流で川幅も広く玉石が織りなす礫河原を網状に流れ、カワラノギク、カワラニガナ等の植物が生育し、カワラバツタ等の陸上昆虫類が生息する。瀬・淵にはアユ・サケ等の魚類が生息・繁殖し、ワンド・たまりにはムサシノジュズカケハゼ等の魚類が生息する。中州等にはコアジサシ、イカルチドリ等の鳥類が生息する。</p> <p>田川合流後の河床勾配は、1/1,000～1/2,000 と緩やかとなり、川幅は狭くなり、最下流部で茨城県守谷市大木の台地を貫流して利根川に合流する。下流部では、ヨシ原にはオオヨシキリ等の鳥類が生息し、砂河原にはカワラヨモギ等の植物が生育する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・市町村名の変更</li> <li>・環境の現状を記載</li> </ul>
19	<p>左支川の小貝川は、栃木県那須烏山市の小貝ヶ池（標高 140m）に源を發し、流路は西の鬼怒川と並行して南流し、益子町の西部から真岡市を経て筑西市に入り、右支川五行川及び大谷川を合流するまでの河床勾配は 1/500 以上と急流で、大谷川を合流してから谷和原村に至るまでの河床勾配は 1/3,000～</p>	<p>支川の小貝川は、栃木県那須烏山市の小貝ヶ池（標高 140m）に源を發し、流路は西の鬼怒川と並行して南流し、栃木県芳賀郡益子町の西部から栃木県真岡市を経て茨城県筑西市に入り、支川五行川及び大谷川を合流するまでの河床勾配は 1/500 以上と急流で、大谷川を合流してから茨城県つくばみら</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・市町村名の変更</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成18年2月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>1/5,000と緩やかとなり、旧河道跡が現在もいたるところで見られる。この間、下妻市では河道内にクヌギとエノキで構成される雑木林とワンド等の湿地環境があり、そこにはオオムラサキが生息している。谷和原村からは流れを南東に変えるが、この付近で鬼怒川に最も接近し、その後は鬼怒川と離れながら流下し龍ヶ崎市の西方で牛久沼の水を合わせ、これより流れを南に転じて、取手市、利根町の境界で利根川に合流する。小貝川は平野部を流れる緩流河川で、下流部一帯は水田地帯となっている。</p> <p>手賀沼は手賀川を、印旛沼は長門川を経て、小貝川合流点下流右岸でそれぞれ利根川に合流している。</p>	<p>い市に至るまでの河床勾配は1/2,000～1/7,000と緩やかとなり、旧河道跡が現在もいたるところで見られる。茨城県つくばみらい市からは流れを南東に変えるが、この付近で鬼怒川に最も接近し、その後は鬼怒川と離れながら流下し、茨城県龍ヶ崎市の西方で牛久沼の水を合わせ、これより流れを南に転じて、茨城県取手市、茨城県北相馬郡利根町の境界で利根川に合流する。</p> <p>小貝川は、堰による広大な湛水区間となっており、ヨシ原には、オオヨシキリ等の鳥類が生息し、連続する瀬・淵には、オイカワ、サケ等の魚類が生息し、ワンド・たまりにはドジョウ等の魚類が生息する。水際にはタチスミレ、キタミソウ等の植物が生育する。クヌギ・エノキの雑木林にはオオムラサキ等の陸上昆虫類が生息・繁殖する。</p>	<p>・環境の現状を記載</p>
20	<p>左支川の常陸利根川は、恋瀬川、桜川及び小野川などの流入支川をもつ霞ヶ浦から流下し、途中で巴川などの流入支川をもつ北浦を経て鰯川が合流し、利根川の北をほぼ並行して流下したのち、常陸川水門に至り利根川と合流する。常陸利根川の河床勾配はほとんどない。</p> <p>霞ヶ浦は、琵琶湖に次ぐ広大な湖面積を有し、ワカサギ、シラウオ、コイ等の水産資源が豊富である。また、湖岸には多様な生物が生息する湿性・抽水植物群落等が広く見られ、霞ヶ浦の特徴的な景観を形成しているが、近年、波浪による侵食等により減少しつつある。</p>	<p>支川の霞ヶ浦（常陸利根川、横利根川、霞ヶ浦（西浦）、鰯川及び北浦の5河川の総称）は、河床勾配はほとんどなく、恋瀬川、桜川及び小野川等の多くの流入支川をもつ。北利根川、外浪逆浦、常陸川の3つを合わせた常陸利根川は、途中で巴川等の流入支川をもつ北浦が鰯川を経て合流し、利根川の北をほぼ並行して流下したのち、常陸川水門を経て利根川と合流する。</p> <p>霞ヶ浦は、琵琶湖に次ぐ広大な湖面積を有し、ヨシ等の植物が生育する湖岸帯が広がっており、ヨシ原には、オオヨシキリ等の鳥類やカヤネズミ等の哺乳類が生息し、ワンド・たまりには、イシガイ等の底生動物が生息し、水辺には、サギ類やコガ</p>	<p>・表現の適正化</p> <p>・霞ヶ浦の範囲を明確化</p> <p>・環境の現状を記載</p>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		モ、カイツブリ等の鳥類が生息する。水域には、水産資源となるコイやワカサギ、シラウオ等の魚類が生息する。	
21	<p>野田市関宿付近で利根川より分派した江戸川は、ほぼ南流して東京湾に注ぐ延長約 60km の河川である。江戸川は分派直後に関宿水閘門があり、途中、利根運河、坂川、真間川等を合わせ、河口部の江戸川区篠崎付近の江戸川水閘門を経て旧江戸川を分派し、行徳可動堰を経て東京湾へ注いでいる。河口部の汽水域の干潟には、日本の北限とされるトビハゼが生息している。</p> <p>利根川と江戸川を結ぶ利根運河は、舟運を目的に明治 23 年に開削され、その後、利根川の洪水の一部を江戸川に分派する派川利根川として位置づけられ、現在は、緑豊かな水辺の回廊として市民の憩いの場となっている。</p>		・ 14 へ移動
22	<p>江戸川右支川の中川は、埼玉県羽生市を起点として東流し、幸手市において流路を南へ変え江戸川と並行して流下し、右支川の大落古利根川、新方川、元荒川を合流して、葛飾区において新中川を分派した後に、綾瀬川の合流点で荒川と並行して東京湾へ注いでいる。</p>	<p>江戸川支川の中川は、埼玉県及び東京都の東部低平地を流れる河川であり、埼玉県羽生市を起点として東に流れ、埼玉県幸手市において流路を南へ変え江戸川と並行して流下し、支川の大落古利根川、新方川、元荒川を合流して、東京都葛飾区において新中川を分派した後に流路を西に変え、綾瀬川の合流点より荒川と並行して東京湾へ注いでいる。</p> <p>中川は、感潮区間があり、汽水域に生息するアシシロハゼ、スズキ等の魚類やクロベンケイガニ、カワゴカイ属等の底生動物が生息する。ヨシ原にはオオヨシキリ等の鳥類、ヒヌマイトトンボ等の陸上昆虫類が生息し、干潟にはシギ・チドリ類の鳥類が生息している。また、サギ類の鳥類の集団営巣地となる樹林が形成されている。</p>	<p>・ 表現の適正化</p> <p>・ 環境の現状を記載</p>



	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
23		<p>なお、利根川本川や支川では、特定外来生物であるコクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ、オオタナゴ等の魚類や、アレチウリ、ミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウ等の植物、ガビチョウ等の鳥類が確認されている。高水敷には、ハリエンジュ等の外来植物が広範に確認されており、在来種の生息・生育・繁殖の場への影響が懸念されている。</p>	<p>・特定外来生物を追記</p>
24	<p>現在の利根川は、関東平野をほぼ西から東に向かって貫流し太平洋に注いでいるが、近世以前において、利根川、渡良瀬川、鬼怒川は各々別の河川として存在し、利根川は関東平野の中央部を南流し荒川を合わせて現在の隅田川筋から東京湾に注いでいた。天正 18 年（1590 年）に徳川家康の江戸入府を契機に江戸時代の初期約 60 年間に於いて数次にわたる付替え工事が行われ、この結果、利根川は太平洋に注ぐようになった。この一連の工事は「利根川の東遷」と言われ、これにより現在の利根川の骨格が形成された。</p>	<p>現在の利根川は、関東平野をほぼ西から東に向かって貫流し太平洋に注いでいるが、近世以前において、利根川、渡良瀬川、鬼怒川は各々別の河川として存在し、利根川は関東平野の中央部を南流し荒川を合わせて現在の隅田川筋から東京湾に注いでいた。天正 18 年（1590 年）に徳川家康の江戸入府を契機に江戸時代の初期約 60 年間に於いて数次にわたる付替え工事が行われ、この結果、利根川は太平洋に注ぐようになった。この一連の工事は「利根川の東遷」と言われ、これにより現在の利根川の骨格が形成された。当時の利根川における治水は、江戸川流頭部の棒出しによって江戸川への洪水流入量を減少させ、本川中流部において酒巻村・瀬戸井村付近を狭くし本川へ流れる流量を絞り込むとともに、北側の文禄堤及び南側の中条堤の漏斗状の堤防により、利根川の洪水を氾濫・貯留させることにより江戸市中の洪水防御を図っていた。</p>	
25	<p>利根川の治水事業は、明治 29 年の大水害にかんがみ、直轄事業として栗橋上流における計画高水流量を 3,750m<sup>3</sup>/s とした利根川改修計画に基づき、明治 33 年から第 1 期工事として佐原から河口間、明治 40 年に第 2 期工事として取手から佐原間、さらに明治 42 年には第 3 期工事として取手から沼ノ上</p>	<p>利根川水系の治水事業は、明治 29 年（1896 年）の大水害に鑑み、直轄事業として栗橋上流における計画高水流量を 3,750m<sup>3</sup>/s とした利根川改修計画に基づき、明治 33 年（1900 年）から第 1 期工事として佐原から河口間、明治 40 年（1907 年）に第 2 期工事として取手から佐原間、さらに明治 42 年</p>	<p>・西暦追加 ・表現の適正化 ・単位の修正</p>

利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
<p>（現在の八斗島付近）間の改修に着手した。</p> <p>明治 43 年の大出水により計画を改定し、上流における計画高水流量を 5,570m<sup>3</sup>/s とし、築堤、河道掘削等を行い、屈曲部には捷水路を開削し、昭和 5 年に竣工した。</p> <p>さらに、昭和 10 年、13 年の洪水にかんがみ、昭和 14 年に利根川増補計画に基づく工事に着手した。その計画は、八斗島から渡良瀬川合流点までの計画高水流量を 10,000m<sup>3</sup>/s とし、渡良瀬遊水地に 800m<sup>3</sup>/s の洪水調節機能をもたせ、下流部に利根川放水路を位置づけた。</p> <p>その後、昭和 22 年 9 月洪水により大水害を受けたため、治水調査会で計画を再検討した結果、昭和 24 年に利根川改修改訂計画を決定した。その内容は、これまでの数回にわたる河道の拡幅、築堤の経緯を踏まえ、上流部のダムをはじめとする洪水調節施設を設置することとしたものであり、基準地点八斗島において基本高水のピーク流量を 17,000m<sup>3</sup>/s とし、このうち上流ダム群により 3,000m<sup>3</sup>/s を調節して計画高水流量を 14,000m<sup>3</sup>/s とした。また、渡良瀬川及び鬼怒川の合流量は、それぞれ渡良瀬遊水地及び田中、菅生、稲戸井各調節池により本川の計画高水流量に影響を与えないものとし、利根川下流の利根川放水路に 3,000m<sup>3</sup>/s を分派し、布川の計画高水流量を 5,500m<sup>3</sup>/s とした。この計画は、昭和 40 年の新河川法施行に伴い策定した工事実施基本計画に引き継がれた。</p>	<p><b>（1909 年）</b>には第 3 期工事として取手から沼ノ上（現在の基準地点八斗島付近）間の改修に着手した。</p> <p>明治 43 年 <b>（1910 年）</b>の大出水により<b>中条堤が決壊したことを踏まえ、酒巻村・瀬戸井村の狭窄部を拡幅する計画</b>に改定し、上流における計画高水流量を<b>5,570m<sup>3</sup>/s</b>として築堤、河道掘削等を行い、屈曲部には捷水路を開削し、昭和 5 年 <b>（1930 年）</b>に竣工した。</p> <p>さらに、昭和 10 年 <b>（1935 年）</b>、13 年 <b>（1938 年）</b>の洪水に鑑み、昭和 14 年 <b>（1939 年）</b>に利根川増補計画に基づく工事に着手した。その計画は、八斗島地点から渡良瀬川合流点までの計画高水流量を <b>10,000m<sup>3</sup>/s</b>とし、渡良瀬遊水地に <b>800m<sup>3</sup>/s</b>の洪水調節機能をもたせ、下流部に利根川放水路を位置づけた。</p> <p>その後、昭和 22 年 <b>（1947 年）</b>9 月洪水により大水害を受けたため、治水調査会で計画を再検討した結果、昭和 24 年 <b>（1949 年）</b>に利根川改修改訂計画を決定した。その内容は、これまでの数回にわたる河道の拡幅、築堤の経緯を踏まえ、<b>八斗島地点上流</b>のダムをはじめとする洪水調節施設を設置することとしたものであり、八斗島<b>地点</b>において基本高水のピーク流量を <b>17,000m<sup>3</sup>/s</b>とし、このうち上流の<b>洪水調節施設</b>により <b>3,000m<sup>3</sup>/s</b>を調節して計画高水流量を <b>14,000m<sup>3</sup>/s</b>とした。また、渡良瀬川及び鬼怒川の合流量は、それぞれ渡良瀬遊水地及び田中、菅生、稲戸井の各調節池により<b>利根川</b>本川の計画高水流量に影響を与えないものとし、利根川下流の利根川放水路により <b>3,000m<sup>3</sup>/s</b>を分派し、<b>布川地点</b>の計画高水流量を <b>5,500m<sup>3</sup>/s</b></p>	

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>とした。この計画は、昭和 40 年（1965 年）の新河川法施行に伴い策定した利根川水系工事实施基本計画に引き継がれた。</p>	
26	<p>その後の利根川流域の経済的、社会的発展にかんがみ、近年の出水状況から流域の出水特性を検討した結果、昭和 55 年に全面的に計画を改定した。その内容は八斗島において基本高水のピーク流量を 22,000m<sup>3</sup>/s とし、このうち上流ダム群により 6,000m<sup>3</sup>/s を調節して計画高水流量を 16,000m<sup>3</sup>/s とした。また渡良瀬川及び鬼怒川の合流量はそれぞれ渡良瀬遊水地及び田中、菅生、稲戸井各調節池により本川の計画高水流量に影響を与えないものとし、利根川下流の計画高水流量は布川において 8,000m<sup>3</sup>/s とした。</p>	<p>利根川水系の河川において治水事業は精力的に実施され、地域社会の発展に寄与してきたが、一方では戦後の復興に続く昭和 30 年代後半からの高度経済成長により、流域内や氾濫区域内の土地利用、資産、水需要等、利根川水系を取り巻く社会情勢は一変し、計画もその情勢に応じたものにする必要が生じてきた。このため、「既往最大主義」であった治水計画の考え方に「確率論」を導入し、近年の出水状況から流域の出水特性を検討した結果、昭和 55 年（1980 年）に全面的に計画を改定し、基準地点八斗島において基本高水のピーク流量を 22,000m<sup>3</sup>/s とし、このうち上流の洪水調節施設により 6,000m<sup>3</sup>/s を調節して計画高水流量を 16,000m<sup>3</sup>/s とした。</p> <p>その後、平成 9 年（1997 年）の河川法改正に伴い平成 18 年（2006 年）に策定した利根川水系河川整備基本方針では、基準地点八斗島において基本高水のピーク流量を 22,000m<sup>3</sup>/s とし、このうち上流の洪水調節施設により 5,500m<sup>3</sup>/s を調節し同地点の計画高水流量を 16,500m<sup>3</sup>/s とした。</p> <p>なお、本川下流部に計画していた利根川放水路については、市街化の進行により、移転等地域社会への影響が甚大となることから、印旛沼を調節池として活用した放水路とすることで規模を縮小するとともに、下流部の計画高水流量を増大した。</p> <p>平成 25 年（2013 年）5 月には利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（大臣管理区間）を策定し、令和 2 年（2020 年）3 月までに 3 回変更を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西暦追加</li> <li>・表現の適正化</li> <li>・現行の河川整備基本方針及び河川整備計画について追記</li> </ul>



	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
27	<p>主要な工事として現在までに利根川上流部では、多目的ダムとして藤原、相俣、菌原、矢木沢及び奈良俣の 5 ダム並びに酸害防止を目的とする品木ダムを完成させ、吾妻川の中流域において、洪水調節と利水を目的とした八ッ場ダムを建設中である。利根川中流部（八斗島～取手）では大規模な引堤を実施したほか、堤防の拡築、河道掘削等を実施するとともに、渡良瀬遊水地の囲繞堤、越流堤等の整備を概成し、田中、菅生、稲戸井の 3 つの調節池の囲繞堤、越流堤等の整備についても田中及び菅生を概成し、稲戸井を現在整備中である。また、広域的な水利用施設として利根大堰を整備した。利根川下流部（取手～河口）では全川にわたる堤防の拡築、河道掘削等を実施するとともに、流況調整河川として北千葉導水路、塩害防止等を目的として利根川河口堰を建設した。さらに、利根川の堤防は、10m を超える比高差を有する区間もあり、万一、破堤氾濫が発生した場合、壊滅的な被害が予想され経済社会活動に甚大な影響を与えることが懸念されるため、超過洪水対策として昭和 62 年に高規格堤防の整備に着手した。</p>	<p>主要な施設として現在までに利根川源流部では、多目的ダムとして藤原ダム、相俣ダム、菌原ダム、八ッ場ダム、矢木沢ダム及び奈良俣ダムの 6 ダム及び酸害防止を目的とする品木ダムが完成した。八斗島地点下流では堤防の拡築、河道掘削等を実施するとともに、カスリーン台風を契機とした本川中流部の五大引堤や江戸川の上流部の引堤等、大規模な引堤を実施したほか、渡良瀬遊水地、田中、菅生、稲戸井の各調節池が概ね概成し、田中、稲戸井調節池について、治水機能の増強を行っている。また、広域的な水利用施設として利根大堰や塩害防止等を目的として利根川河口堰を整備するとともに、流況調整河川として北千葉導水路が整備されている。さらに、利根川の堤防は、10m を超える比高差を有する区間もあり、万一、堤防が決壊し、氾濫が発生した場合、壊滅的な被害が予想され社会経済活動に甚大な影響を与えることが懸念されるため、超過洪水対策として昭和 62 年（1987 年）に高規格堤防の整備に着手した。また、平成 16 年（2004 年）から堤防の浸透に対する安全性を確保するために堤防断面を拡大する「首都圏氾濫区域堤防強化対策」に着手し下流区間について概成している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西暦追加</li> <li>・表現の適正化</li> <li>・堤防強化対策について追記</li> </ul>
28	<p>烏川については、昭和 8 年から岩鼻における計画高水流量を 3,400m<sup>3</sup>/s として改修工事を行ってきたが、昭和 22 年 9 月洪水により、岩鼻における計画高水流量を 6,700m<sup>3</sup>/s と改定した。この計画に基づき、築堤、護岸整備や烏川及び神流川の合流点処理等を行い昭和 38 年に工事を竣功させた。その後、昭和 55 年に岩鼻における計画高水流量を 6,900m<sup>3</sup>/s に改定し、この計</p>	<p>烏川については、昭和 8 年（1933 年）から岩鼻地点における計画高水流量を 3,400m<sup>3</sup>/s として改修工事を行ってきたが、昭和 22 年（1947 年）9 月洪水により、岩鼻地点における計画高水流量を 6,700m<sup>3</sup>/s に改定した。この計画に基づき、築堤、護岸整備や烏川及び神流川の合流点処理等を行い、昭和 38 年（1963 年）に工事を竣功させた。その後、昭和 55 年（1980 年）に岩鼻地点における計画高水流量を 6,900m<sup>3</sup>/s に改定し、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西暦追加</li> <li>・表現の適正化</li> <li>・現行の河川整備基本方針について追記</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	画に基づき改修工事を実施している。なお、神流川の上流では多目的ダムとして下久保ダムを完成させている。	平成 18 年（2006 年）に策定した利根川水系基本整備基本方針では、 <sup>たまむら</sup> 玉村地点において計画高水流量を 8,800m <sup>3</sup> /s に設定し、この計画に基づき改修工事を実施している。なお、神流川では多目的ダムとして下久保ダムが完成した。	
29		<p>江戸川については、明治 44 年（1911 年）に改訂された利根川改修計画において、江戸川への分派量を 2,230m<sup>3</sup>/s として河道の拡幅を行い、その分派地点に水閘門を設け、下流に放水路を開削すること等が定められた。</p> <p>その後、昭和 14 年（1939 年）の利根川増補計画において、江戸川への分派量を 3,000m<sup>3</sup>/s とし、利根運河から 500m<sup>3</sup>/s の合流量を見込み、旧江戸川へ 1,000m<sup>3</sup>/s 分派させ、河口まで 2,500m<sup>3</sup>/s とする計画とした。</p> <p>昭和 24 年（1949 年）の利根川改修改訂計画において、分派後の江戸川の計画高水流量を 5,000m<sup>3</sup>/s とし、利根運河からの流入量 500m<sup>3</sup>/s を見込み、<sup>まつど</sup>松戸地点において 5,500m<sup>3</sup>/s とし、旧江戸川へ 1,000m<sup>3</sup>/s 分派させ、河口まで 4,500m<sup>3</sup>/s とする計画とした。</p> <p>その後、昭和 55 年（1980 年）に策定した工事実施基本計画では、分派後の江戸川の計画高水流量を 6,000m<sup>3</sup>/s とし、利根運河及び中川の合流量をそれぞれ 500m<sup>3</sup>/s 見込み、松戸地点から河口までの計画高水流量を 7,000m<sup>3</sup>/s とする計画とした。</p> <p>江戸川の主な事業としては、大規模な引堤のほか、堤防の拡築、河道掘削等を実施するとともに、関宿水閘門、江戸川水閘門及び河口部に塩害防止等を目的とした行徳可動堰を建設した。さらに、超過洪水対策として昭和 62 年（1987 年）に高規</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 32 から移動</li> <li>・ 西暦追加</li> <li>・ 表現の適正化</li> <li>・ 現行の河川整備基本方針及び河川整備計画について追記</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>格堤防の整備に着手した。また、平成 16 年（2004 年）から「首都圏氾濫区域堤防強化対策」に着手し、概成している。平成 18 年（2006 年）に策定した利根川水系河川整備基本方針では、江戸川の計画高水流量は関宿地点及び松戸地点において 7,000m<sup>3</sup>/s とし、篠崎地点において旧江戸川に 1,000m<sup>3</sup>/s を分派し、その下流妙典地点で 6,000m<sup>3</sup>/s とし、河口まで同一流量とした。</p>	
30	<p>渡良瀬川については、明治 43 年から藤岡における計画高水流量を 2,500m<sup>3</sup>/s とし、改修に着手し、昭和元年に竣功した。次いで昭和 13 年 9 月洪水により、増補計画として、岩井における計画高水流量を 2,800m<sup>3</sup>/s と改定し、堤防の嵩上げ及び引堤を行った。さらに昭和 22 年 9 月洪水により、藤岡における計画高水流量を 4,500m<sup>3</sup>/s に改定したが、その後流域の開発の進展等にかんがみ、昭和 39 年に高津戸における基本高水のピーク流量を 4,300m<sup>3</sup>/s とし、このうち上流のダムにより 800m<sup>3</sup>/s を調節し、計画高水流量を 3,500m<sup>3</sup>/s とした。この計画に基づいて上流部に草木ダムを完成させ、築堤等を実施するとともに、岩井に分水路を建設した。その後、昭和 55 年に基準地点高津戸における基本高水のピーク流量を 4,600m<sup>3</sup>/s とし、このうち上流のダムにより 1,100m<sup>3</sup>/s を調節し、計画高水流量を 3,500m<sup>3</sup>/s とした。なお、思川上流では、南摩ダムを建設中である。</p>	<p>渡良瀬川については、明治 43 年（1910 年）から主要な地点藤岡における計画高水流量を 2,500m<sup>3</sup>/s とし、改修に着手し、昭和 2 年（1927 年）3 月に竣功した。次いで昭和 13 年（1938 年）9 月洪水に鑑み、増補計画として、岩井地点における計画高水流量を 2,800m<sup>3</sup>/s と改定し、堤防の嵩上げ及び引堤を行った。さらに昭和 22 年（1947 年）9 月洪水に鑑み、藤岡地点における計画高水流量を 4,500m<sup>3</sup>/s に改定したが、その後流域の開発の進展等に鑑み、昭和 39 年（1964 年）に基準地点高津戸における基本高水のピーク流量を 4,300m<sup>3</sup>/s とし、このうち上流のダムにより 800m<sup>3</sup>/s を調節し、計画高水流量を 3,500m<sup>3</sup>/s とした。この計画に基づいて上流に草木ダムを完成させ、築堤等を実施するとともに、岩井地点に分水路を建設した。その後、昭和 55 年（1980 年）に高津戸地点において基本高水のピーク流量を 4,600m<sup>3</sup>/s とし、このうち上流のダムにより 1,100m<sup>3</sup>/s を調節し、計画高水流量を 3,500m<sup>3</sup>/s とした。平成 18 年（2006 年）に策定した利根川水系河川整備基本方針では高津戸地点において基本高水のピーク流量を 4,600m<sup>3</sup>/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 1,100m<sup>3</sup>/s を調節し、河道へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西暦追加</li> <li>・表現の適正化</li> <li>・現行の河川整備基本方針及び河川整備計画について追記</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		の配分流量を 3,500m <sup>3</sup> /s とした。平成 29 年（2017 年）には利根川水系渡良瀬川河川整備計画（大臣管理区間）を策定した。なお、思川では、南摩ダムを建設中である。	
31	鬼怒川については、昭和元年から大木における計画高水流量を 2,500m <sup>3</sup> /s として改修を行ってきたが、昭和 13 年 9 月洪水により、上流に洪水調節のためのダムを建設することなどを含めた増補計画を決定した。その後、昭和 24 年に利根川改修改訂計画に合わせて改修を行ってきたが、昭和 48 年に過去の降雨及び出水特性を検討し、基準地点石井における基本高水のピーク流量を 8,800m <sup>3</sup> /s とし、このうち上流ダム群により 2,600m <sup>3</sup> /s を調節し、計画高水流量を 6,200m <sup>3</sup> /s とする計画を決定した。この計画に基づいて五十里、川俣及び川治の 3 ダムを完成させ、さらに湯西川ダムを建設中である。	鬼怒川については、大正 15 年（1926 年）から大木地点における計画高水流量を 2,500m <sup>3</sup> /s として改修を行ってきたが、昭和 13 年（1938 年）9 月洪水により、上流に洪水調節のためのダムを建設すること等を含めた増補計画を決定した。その後、昭和 24 年（1949 年）に利根川改修改訂計画に合わせて改修を行ってきたが、昭和 48 年（1973 年）に過去の降雨及び出水特性を検討し、基準地点石井において基本高水のピーク流量を 8,800m <sup>3</sup> /s とし、このうち上流ダム群により 2,600m <sup>3</sup> /s を調節し、計画高水流量を 6,200m <sup>3</sup> /s とする計画を決定した。この計画に基づいて五十里ダム、川俣ダム、川治ダムの 3 ダムが完成した。平成 18 年（2006 年）に策定した利根川水系河川整備基本方針では、石井地点における基本高水のピーク流量を 8,800m <sup>3</sup> /s とし、計画高水流量を 5,400m <sup>3</sup> /s と設定した。平成 24 年（2012 年）11 月に湯西川ダムが完成した。その後、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）に鑑み、平成 28 年（2016 年）2 月には利根川水系鬼怒川河川整備計画（大臣管理区間）を策定した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西暦追加</li> <li>・表現の適正化</li> <li>・現行の河川整備基本方針及び河川整備計画について追記</li> </ul>
32	小貝川については、昭和 8 年から黒子における計画高水流量を 450m <sup>3</sup> /s として改修を行ってきたが、昭和 13 年 6、7 月洪水により昭和 17 年に黒子における計画高水流量を 850m <sup>3</sup> /s とする計画を決定し、改修を実施してきた。その後、昭和 56 年 8 月洪水で破堤し、さらに、昭和 61 年 8 月洪水では複数箇所破	小貝川については、昭和 8 年（1933 年）から基準地点黒子における計画高水流量を 450m <sup>3</sup> /s として改修を行ってきたが、昭和 13 年（1938 年）6、7 月洪水により昭和 17 年（1942 年）に黒子地点における計画高水流量を 850m <sup>3</sup> /s とする計画を決定し、改修を実施してきた。その後、昭和 56 年（1981 年）8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西暦追加</li> <li>・表現の適正化</li> <li>・現行の河川整備基本方針</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	堤したことなどに鑑み、昭和 62 年に基準地点黒子における基本高水のピーク流量を 1,950m <sup>3</sup> /s とし、このうち遊水地群により 650m <sup>3</sup> /s を調節し、計画高水流量を 1,300m <sup>3</sup> /s とする計画に改定した。この計画に基づき、母子島遊水地 <sup>はこじまゆうすいち</sup> を完成させ、築堤、護岸整備等を実施している。	洪水で堤防が決壊し、さらに、昭和 61 年（1986 年）8 月洪水では複数箇所 <sup>で</sup> 堤防が決壊したこと等に鑑み、昭和 62 年（1987 年）に黒子地点における基本高水のピーク流量を昭和 61 年 8 月洪水の実績を踏まえて 1,950m <sup>3</sup> /s とし、このうち遊水地群により 650m <sup>3</sup> /s を調節し、計画高水流量を 1,300m <sup>3</sup> /s とする計画に改定した。この計画に基づき、母子島遊水地 <sup>はこじまゆうすいち</sup> が完成し、築堤、護岸整備等を実施した。平成 18 年（2006 年）に利根川水系河川整備基本方針を策定し、黒子地点における基本高水のピーク流量を 1,950m <sup>3</sup> /s、計画高水流量を 1,300m <sup>3</sup> /s と設定した。令和 2 年（2020 年）3 月には利根川水系小貝川河川整備計画（大臣管理区間）を策定した。	及び河川整備計画について追記
33	常陸利根川については、昭和 23 年から改修に着手し、堤防の拡築等を実施した他、昭和 38 年には利根川本川合流点に逆流防止のための常陸川水門を完成させた。霞ヶ浦については、昭和 42 年 5 月、霞ヶ浦、北浦、横利根川及び鱒川が大臣管理区間に指定された。また、昭和 45 年から霞ヶ浦開発事業が治水、特定かんがい用水及び都市用水の開発を目的に開始され、湖岸堤整備を主体に事業を推進し、貯水池化が図られた。なお、霞ヶ浦等の水質浄化及び都市用水開発を目的とした流況調整河川の霞ヶ浦導水事業が実施中である。	常陸利根川については、昭和 23 年（1948 年）から改修に着手し、堤防の拡築等を実施した他、昭和 38 年（1963 年）には利根川本川合流点に逆流防止のための常陸川水門を完成させた。霞ヶ浦については、昭和 42 年（1967 年）6 月、西浦、北浦、外浪逆浦、横利根川及び鱒川を大臣管理区間に編入した。また、昭和 45 年（1970 年）から霞ヶ浦開発事業が治水並びに特定かんがい用水及び都市用水の開発を目的に開始され、湖岸堤整備を主体に事業を推進し、貯水池化が図られた。 平成 18 年（2006 年）に利根川水系河川整備基本方針を策定し、主要な地点出島 <sup>でしま</sup> において計画高水位 Y.P.+2.85m と設定した。平成 28 年（2016 年）2 月には利根川水系霞ヶ浦河川整備計画（大臣管理区間）を策定した。なお、霞ヶ浦等の水質浄化及び都市用水開発を目的とした流況調整河川の霞ヶ浦導水事業が実施中である。	・西暦追加 ・表現の適正化 ・現行の河川整備基本方針及び河川整備計画について追記



	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
34	<p>江戸川については、明治 44 年に改訂された利根川改修計画において、江戸川への分派量を 2,230m<sup>3</sup>/s とし、河道の拡幅を行い、その分派地点に水閘門を設け、下流に放水路を開削することなどが定められた。</p> <p>その後、昭和 14 年の利根川増補計画において、江戸川への分派量を 3,000m<sup>3</sup>/s とし、利根運河から 500m<sup>3</sup>/s の合流量を見込み、旧江戸川へ 1,000m<sup>3</sup>/s 分派させ、河口まで 2,500m<sup>3</sup>/s とする計画とした。</p> <p>昭和 24 年の利根川改修改訂計画において、分派後の江戸川の計画高水流量を 5,000m<sup>3</sup>/s とし、利根運河からの流入量 500m<sup>3</sup>/s を見込み、<sup>まつど</sup>松戸において 5,500m<sup>3</sup>/s とし、旧江戸川へ 1,000m<sup>3</sup>/s 分派させ、河口まで 4,500m<sup>3</sup>/s とする計画とした。</p> <p>その後、昭和 55 年に策定した工事実施基本計画では、分派後の江戸川の計画高水流量を 6,000m<sup>3</sup>/s とし、利根運河及び中川の合流量をそれぞれ 500m<sup>3</sup>/s 見込み、松戸から河口までの計画高水流量を 7,000m<sup>3</sup>/s とする計画とした。</p> <p>江戸川の子な事業としては、大規模な引堤のほか、堤防の拡築、河道掘削等を実施するとともに、関宿水閘門、江戸川水閘門及び河口部に塩害防止等を目的とした行徳可動堰を建設した。さらに、超過洪水対策として昭和 62 年に高規格堤防の整備に着手した。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 27 へ移動</li> </ul>
35	<p>中川については、大正 5 年から<sup>よしかわ</sup>吉川における計画高水流量を 264m<sup>3</sup>/s とし、改修に着手し、昭和 13 年からは東京都、埼玉県による改修が進められたが、昭和 36 年に中流部を直轄編入し、昭和 38 年に吉川の計画高水流量を 800m<sup>3</sup>/s とした。その後</p>	<p>中川については、大正 5 年（1916 年）から<sup>よしかわ</sup>吉川地点における計画高水流量を 264m<sup>3</sup>/s とし、改修に着手し、昭和 13 年（1938 年）からは東京都、埼玉県による改修が進められたが、昭和 36 年（1961 年）に中流部を直轄<sup>よしかわ</sup>施工とし、昭和 38 年（1963 年）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西暦追加</li> <li>・ 表現の適正化</li> <li>・ 施設について</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>昭和 55 年に 1,100m<sup>3</sup>/s に改定し、平成 5 年には流域の土地利用の変化等を踏まえ、流出量の増分を新たな放水路等で処理し吉川の計画高水流量を 1,100m<sup>3</sup>/s とする計画改定を行った。</p> <p>これまでに綾瀬川、中川、江戸川を結ぶ綾瀬川放水路、三郷放水路、幸手放水路を整備し、現在、中川、倉松川、大落古利根川などの洪水を江戸川に排水する大規模な地下放水路である首都圏外郭放水路を整備中である。</p> <p>中川流域は、高度成長期以降、首都圏のベットタウンとして都市化が進行し、河川整備のみによる治水対策が困難なことから、流域における保水・遊水機能の維持、浸水被害を抑える土地利用など、総合治水対策を昭和 55 年から実施している。</p>	<p>に吉川地点の計画高水流量を 800m<sup>3</sup>/s とした。その後昭和 55 年（1980 年）に 1,100m<sup>3</sup>/s に改定し、平成 5 年（1993 年）には流域の土地利用の変化等を踏まえ、流出量の増分を新たな放水路等で処理し吉川地点の計画高水流量を 1,100m<sup>3</sup>/s とする計画に改定した。</p> <p>これまでに江戸川、中川を結ぶ三郷放水路、幸手放水路及び中川、綾瀬川を結ぶ綾瀬川放水路並びに中川、倉松川、大落古利根川の洪水を江戸川に排水する大規模な地下放水路である首都圏外郭放水路を整備した。</p> <p>中川流域は、高度成長期以降、首都圏のベットタウンとして都市化が進行し、河川整備のみによる治水対策が困難なことから、流域における保水・遊水機能の維持、浸水被害を抑える土地利用等、中川・綾瀬川流域総合治水対策を昭和 55 年（1980 年）から実施している。近年の水災害の激甚化・頻発化や流域の状況を踏まえ、令和 6 年（2024 年）に「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく特定都市河川流域に指定された。</p>	<p>て追記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定都市河川について追記</li> </ul>
36		<p>平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）では、関東地方において、「線状降水帯」と呼ばれる積乱雲が帯状に次々と発生する状況となり、長時間にわたって強い雨が降り続き、鬼怒川流域では、記録的な大雨となった。また、平成 27 年（2015 年）9 月 9 日から 9 月 10 日にかけて、五十里雨量観測所（栃木県日光市）では、昭和 50 年（1975 年）の観測開始以来、最多の 24 時間雨量 551mm を記録する等、各観測所で観測史上最多雨量を記録した。この記録的な大雨により鬼怒川の堤防が決壊し、広範囲かつ長期間にわたる浸水被害が発生した。これを踏まえて、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防災意識社会再構築に関する取組の追記</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>平成 27 年（2015 年）12 月に策定された「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、平成 28 年（2016 年）6 月までに、利根川水系に係る全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市区町村を対象に「大規模氾濫減災協議会」を組織し、「水防災意識社会」の再構築を目的に国、都県、市区町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進してきた。</p> <p>大きな被害を受けた鬼怒川下流域（茨城県区間）においては、国、茨城県、茨城県常総市<sup>じょうそう</sup>など鬼怒川沿川の 7 市町が主体となり、再度災害防止を目的とした、決壊した堤防の本格的な復旧、高さや幅が足りない堤防の整備（嵩上げや拡幅）、洪水時の水位を下げるための河道掘削等のハード対策、タイムラインの整備とこれに基づく訓練の実施、地域住民等も参加する危険箇所の共同点検の実施、広域避難に関する仕組みづくり等のソフト対策が一体となった治水対策を、「鬼怒川緊急対策プロジェクト」として実施し、ハード対策については令和 3 年（2021 年）9 月に完了した。</p>	
37		<p>そのような中、令和元年東日本台風（台風第 19 号）（2019 年 10 月）により、10 日から 13 日までの総降水量が、東日本を中心に 17 地点で 500mm を超え、特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で 3、6、12、24 時間降水量の観測史上 1 位を更新するなど記録的な大雨となった。八斗島上流域では、流域平均 3 日雨量が 309mm に達し、既往最高値を記録した。利根川水系全体では、特に烏川、神流川、吾妻川、鬼怒川、思川、巴波川流域に大きな降雨をもたらした。</p>	<p>・令和元年東日本台風（台風第 19 号）について追記</p>



	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>気象庁気象研究所によると、人為起源の温室効果ガス排出の増加等に伴う気温及び海面水温の上昇が、令和元年東日本台風（台風第 19 号）に伴う関東甲信地方での大雨にどの程度影響を与えたのかについて評価した結果、昭和 55 年（1980 年）以降の気温及び海面水温の上昇が、総降水量の約 11%の増加に寄与したと見積もられている。</p> <p>この降雨により、利根川水系の大臣管理区間の水位観測所の多くで観測開始以降、最高の水位を記録し、利根川中流部・利根川下流部及び烏川では計画高水位を上回った。八斗島地点において観測流量は最大約 13,800m<sup>3</sup>/s（ダム・氾濫戻し流量約 17,500m<sup>3</sup>/s）となり、この洪水により、利根川下流部及び烏川上流部の無堤区間において浸水が発生した。</p>	
38		<p>令和元年東日本台風（台風第 19 号）をはじめとして、近年激甚な水害が頻発していることに加え、今後の気候変動による水災害リスクの増大に備えるために、治水対策の抜本的な強化として、令和 3 年（2021 年）3 月に「利根川・江戸川流域治水プロジェクト」「渡良瀬川流域治水プロジェクト」「鬼怒川流域治水プロジェクト」「小貝川流域治水プロジェクト」「霞ヶ浦流域治水プロジェクト」「中川・綾瀬川流域治水プロジェクト」を策定し、河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して、流域の貯留機能の向上等を組み合わせた流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進している。</p> <p>流域治水プロジェクトを進めるに当たっては、流域内の自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）も活用し、治水対策における多自然川づくりや自然再生、生態系ネットワーク</p>	<p>・流域治水プロジェクトについて追記</p>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>の形成、川を活かしたまちづくり等の取り組みにより、水害リスクの低減に加え、魅力ある地域づくりに取り組んでいる。</p> <p>具体的な取り組みとして、群馬県の東部を流下する休泊川等が令和 5 年（2023 年）12 月に、茨城県、埼玉県、東京都を流下する中川・綾瀬川等を令和 6 年（2024 年）3 月に特定都市河川に指定し、河川管理者・流域の都県及び市町村の長・下水道管理者等からなる流域水害対策協議会を組織し、河道掘削・調節池等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の検討を進めている。</p>	
39		<p>また、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、令和 2 年（2020 年）5 月に利根川水系治水協定、利根川水系鬼怒川治水協定が締結され、流域内にある 51 基の既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用し水害発生の防止に取り組んでいる。</p>	<p>・既存ダムの事前放流について追記</p>
40	<p>利根川における砂防事業は、明治 15 年 3 月に榛名山東南麓で行ったものが最初の直轄砂防事業であるが、昭和 10 年の災害に対する措置として昭和 11 年より烏川流域に着手し、その後昭和 22 年 9 月洪水などの多数の災害を踏まえ、沼尾川で実施した後、順次、片品川流域、神流川流域、吾妻川流域を直轄事業として実施している。</p> <p>鬼怒川においては、明治 32 年に栃木県が稲荷川流域で砂防事業を開始したが、その後の相次ぐ災害により上流部が荒廃し、下流部への土砂流出が顕著となったため、大正 7 年から直</p>	<p>利根川水系における砂防事業は、明治 15 年（1882 年）3 月に榛名山東南麓で行ったものが最初の直轄砂防事業であるが、昭和 10 年（1935 年）9 月の災害に対する措置として昭和 11 年（1936 年）より烏川流域に着手し、その後昭和 22 年（1947 年）9 月洪水等の多数の災害を踏まえ、沼尾川で実施した後、順次、片品川流域、神流川流域、吾妻川流域を直轄事業として実施している。また、神流川左岸の譲原地区においては、地すべり活動が活発化したことを受け、昭和 39 年（1964 年）から群馬県が地すべり対策事業を実施したが、その後、直轄地す</p>	<p>・西暦追加</p> <p>・表現の適正化</p> <p>・浅間山の事業を追加</p>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>轄砂防事業が開始された。</p> <p>渡良瀬川においては、足尾銅山の煙害地より流出する土砂対策として、明治 30 年代より治山事業により緑化事業が実施され、森林の再生が進められている。また、直轄砂防事業は昭和 12 年から着手し、昭和 22 年 9 月洪水の災害を踏まえ、赤城南麓等を直轄事業区域に編入し、事業を実施している。</p> <p>また、神流川左岸の<sup>ゆづりはら</sup>譲原地区においては、地すべり活動が活発化したことを受け、昭和 39 年から群馬県が地すべり対策事業を実施したが、その後、直轄地すべり事業として整備を進めている。</p>	<p><b>べり事業として整備を進めている。</b></p> <p>渡良瀬川においては、足尾銅山の煙害地より流出する土砂対策として、明治 30 年代より治山事業により緑化事業が実施され、森林の再生が進められている。</p> <p>また、直轄砂防事業は昭和 12 年（1937 年）から着手し、昭和 22 年（1947 年）9 月洪水の災害を踏まえ、赤城南麓等を直轄事業区域に編入し、事業を実施している。</p> <p>鬼怒川においては、明治 32 年（1899 年）に栃木県が<sup>いなり</sup>稲荷川流域で砂防事業を開始したが、その後の相次ぐ災害により上流部が荒廃し、下流部への土砂流出が顕著となったため、大正 7 年（1918 年）から直轄砂防事業が開始された。</p> <p><b>活火山である浅間山においては、噴火が 20 年に一度程度発生しており、国内の火山の中でも極めて活動的であり、融雪型火山泥流や噴火後の土石流の防止または軽減を図るため、平成 24 年（2012 年）から直轄火山砂防事業が実施されている。</b></p>	
41	<p>河川水の利用については、江戸時代より開田が進められてきた結果、関東平野の約 31 万 ha に及ぶ広大な耕地のかんがい用水に利用されているほか、産業の発展、人口の集中に伴う首都圏の都市用水として、1 都 5 県の約 8 割にあたる 2,750 万人の水道用水として最大 118.8m<sup>3</sup>/s、工業用水として最大 57.8m<sup>3</sup>/s が利根川と荒川を結ぶ武蔵水路や利根川と江戸川を連結する北千葉導水路等の広域水融通ネットワークにより流域を越えて広域的に供給されている。また、水力発電は明治 10 年に鬼怒川支川大谷川に細尾発電所が建設されたのをはじめとして、利根</p>	<p>河川水の利用については、江戸時代より開田が進められてきた結果、関東平野の約 30 万 ha に及ぶ広大な耕地のかんがい用水に利用されているほか、産業の発展、人口の集中に伴う首都圏の都市用水として、1 都 5 県の約 8 割にあたる 3,194 万人の水道用水として最大 127.4m<sup>3</sup>/s、工業用水として最大 56.5m<sup>3</sup>/s が利根川と荒川を結ぶ武蔵水路や利根川と江戸川を連結する<sup>むさし</sup>北千葉導水路等の広域水融通ネットワークにより流域を越えて<sup>きたちば</sup>広域的に供給されている。また、水力発電は明治 10 年（1877 年）に鬼怒川支川大谷川に<sup>ほそお</sup>細尾発電所が建設されたのをはじめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西暦追加</li> <li>・時点更新</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	川上流部及び鬼怒川を中心に発電所 101 箇所が設置され、総最大出力約 350 万 kW に及んでいる。	として、利根川上流部及び鬼怒川を中心に発電所 125 箇所が設置され、総最大出力約 450 万 kW に及んでいる。	
42	<p>利根川の水質については、利根川本川上流部では一部区間を除いて環境基準値を満足しているが、中流部から下流部においては環境基準値を若干上回っている。</p> <p>また、都市化の進展、産業の発展に伴い、流域からの排水の受け皿となっている中川、綾瀬川、坂川等の都市域を流れる河川や、閉鎖性水域である霞ヶ浦、印旛沼、手賀沼等の湖沼における水質汚濁が著しい。</p> <p>綾瀬川については、流域と一体となって「清流ルネッサンス」を策定し、下水道整備等の流域対策とともに河川浄化施設や綾瀬川・芝川等導水路の整備・供用を図り、更なる水質改善に努めている。</p> <p>坂川については、水道水源である江戸川の水質改善対策の一環として、河川浄化施設や北千葉導水路を供用するとともに、江戸川において坂川の水を浄水場下流にバイパスさせる流水保全水路を整備・供用している。</p> <p>支川吾妻川については、酸性河川の流入により、水利用や河川構造物の設置にも支障が生じ、生物の生息域も限定されていたため、水質を改善して酸害を防止することを目的として、品木ダムを建設し、中和事業を実施している。</p>	<p>利根川の水質については、利根川本川は環境基準値を満足しており、都市化の進展、産業の発展に伴い、流域からの排水の受け皿となっている中川等の都市域を流れる河川についても改善傾向にある。</p> <p>閉鎖性水域である霞ヶ浦等の湖沼における水質は、依然として環境基準値を満足しておらず、環境基準値に対し高い値で横ばいとなっている。そのため、霞ヶ浦等では、関係機関とともに湖沼水質保全計画を策定し、様々な対策を実施している。引き続き、関係機関や流域住民と連携し、水質改善対策に努める。</p> <p>また、吾妻川については、酸性河川の流入により、水利用や河川構造物の設置に支障が生じ、動植物の生息・生育・繁殖の場が限定されていたため、水質を改善して酸害を防止することを目的として、中和事業を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・現在の水質の状況を反映</li> </ul>
43	<p>河川の利用については、上流部の藤原ダム下流の水上温泉付近は、渓谷など変化に富んだ景観が見られ、また、水上峡周辺では、早瀬を利用したラフティング等が盛んである。</p> <p>中流部は、広い高水敷を利用したグライダー滑空等が盛んで</p>	<p>河川の利用については、利根川源流部の藤原ダム直下の水上温泉から群馬県渋川市までは、利根川の激流が生み出した水上峡、諏訪峡等の渓谷があり、豊かな水量をたたえた淀み等、変化に富んだ景観が見られ四季を通じて多くの観光客が訪れてい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・42 へ移動</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>ある。</p> <p>渡良瀬遊水地は、広大なオープンスペースであるとともに多様な動植物の生息場となっていることから、自然とのふれあいや憩いを求めて数多くの人が訪れている。</p> <p>下流部の佐原・潮来<sup>いたこ</sup>を中心とする水郷地帯では、かつての舟運を活用した観光や祭り等が行われている。霞ヶ浦は、帆曳船が観光用として運航されているほか、ウインドサーフィンやヨット等のスポーツも盛んに行われている。</p> <p>江戸川は、都区内において広大なオープンスペースを有しており、グラウンド等として多くの人々に利用されている。</p>	<p>る。また、激流を下るラフティング、カヌー等の利用されている。</p> <p>上流部の群馬県前橋市付近では、夏にはアユ釣り客の姿が見られ、利根大堰上流の赤岩渡船・葛和田<sup>あかいわ くずわだ</sup>の渡しでは、現在も道のない主要道として渡し船が地域の交通手段として利用されている。</p> <p>中上流部は、広い高水敷があり、グライダー滑空場、グラウンド等が整備され、スポーツ、イベント等に利用されている。</p> <p>中下流部は、公園やグラウンド等が整備され散策やスポーツ等の利用が行われるとともに、佐原、潮来<sup>さわら いたこ</sup>を中心とする水郷地帯では、現在でも江戸への物流を支えた利根川の舟運を活用した観光やお祭り等が行われている。</p> <p>下流部は、公園やグラウンド等が整備され散策や水遊び等に利用されている。</p>	
44		<p>烏川・神流川では公園やグラウンド等が整備され、礪河原でのバーベキュー、釣りや水遊び等に利用されている。</p> <p>江戸川では、都市部の広大なオープンスペースとして、緑地公園・グラウンドが整備され散策やスポーツ等のレクリエーションの場として利用されている。数少ない自然の残るスポットとして、多くの人に利用されている。</p> <p>渡良瀬川では、渡良瀬溪谷があり、紅葉の季節には多くの観光客が訪れる。渡良瀬遊水地は、広大なオープンスペースを有し本州最大規模のヨシ原に代表される豊かな湿地環境が広がり、スポーツやレジャー、自然とのふれあいや憩いを求めて多くの人々が訪れている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 42 から移動</li> <li>・ 表現の適正化</li> <li>・ 各支川の河川利用について追記</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>鬼怒川では、上流域には、龍王峡、鬼怒川温泉郷等の渓谷があり、多くの観光客が訪れるとともに、鬼怒川の急流を利用したライン下り等が行われている。中流域では、高水敷に広場やグラウンド等が整備され、スポーツ、レジャー等の利用が行われている。また、夏には、多くのアユ釣り客の姿が見られる。下流域では、鬼怒川緊急対策プロジェクトの一環で整備されたサイクリングロードの利用が見られる。</p> <p>小貝川では、高水敷は、大部分が私有地であり、川幅が狭いことから他の河川に比べ利用は少ないものの、サイクリングや散策等の利用のほか、小貝川緑地（オオムラサキの森）、フラワーベルト、福岡堰等の拠点的に整備された場所での利用が多く、憩いの場を求めて多くの人を訪れる。母子島遊水地では、水面に筑波山が映る「ダイヤモンド筑波」が撮影できると賑わいを見せている。</p> <p>霞ヶ浦では、琵琶湖に次ぐ広い湖面積を有し、江戸時代から舟運や漁業が盛んで、今日ではヨット、ウインドサーフィン等の水面利用が盛んに行われている。</p> <p>中川では、公園やグラウンド等が整備されており、利用者が多い。綾瀬川では地域のイベントや散策など都市的な利用が多い。</p>	
45		<p>各地域の特色を活かし、まちづくりと一体となった水辺の計画・整備にあたり、「かわまちづくり支援制度」を活用して、利根川水系の沿川市区町村と調整を行いながら、河川空間を活かした地域のにぎわいを創出する取組を実施している。</p> <p>地域連携を深めるための情報交換と人的交流を促進すること</p>	<p>・関係機関や地域住民等と連携した取組について追加</p>



	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		を目的として、河川の維持、河川環境の保全等の河川の管理につながる活動を自発的に行っている河川に精通する団体等により、様々な住民活動が展開されている。	
46	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
47	<p>利根川は我が国の社会経済活動の中枢を担う首都圏を抱える関東平野を貫流する国土管理上極めて重要な河川である。そのため、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう、これまでの河川整備の経緯、沿川の社会的状況や河川の状況の変化等も踏まえて、水系全体のバランスのとれた治水安全度をより早期に、かつ、確実に向上させる。また、広大な関東平野の農業用水や首都圏の社会経済活動を支える都市用水を広域水融通ネットワークの構築により安定的に供給する。さらに、溪谷、礫河原、湿地、湖沼、汽水域等様々な形態の河川環境が存在しており、良好な景観及び多様な動植物が生息する豊かな河川環境を整備・保全するとともに、都市内及び近郊の身近なオープンスペース、自然とふれあえる場として多くの人々に利用されていることから、自然共生型の整備を図る。</p> <p>そのため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。あわせて、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備・保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう、河川の維持管理を適切に実施し、治水・利水・環境を含めた水システムを維持向上させながら次代に継承する。</p>	<p>利根川は我が国の社会経済活動の中枢を担う首都圏を抱える関東平野を貫流する国土管理上極めて重要な河川である。そのため、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう、これまでの河川整備の経緯、沿川の社会的状況や河川の状況の変化等も踏まえて、水系全体のバランスのとれた治水安全度をより早期に、かつ、確実に向上させる。また、広大な関東平野の農業用水や首都圏の社会経済活動を支える都市用水を広域水融通ネットワークの構築により安定的に供給する。さらに、溪谷、礫河原、湿地、湖沼、汽水域等様々な形態の河川環境が存在しており、良好な景観及び多様な動植物が生息する豊かな河川環境を整備・保全するとともに、都市内及び近郊の身近なオープンスペース、自然とふれあえる場として多くの人々に利用されていることから、自然共生型の整備を図る。</p> <p>そのため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。あわせて、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備・保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう、河川の維持管理を適切に実施し、治水・利水・環境を含めた水システムを維持向上させながら次代に継承する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部 46、47、48、49、50、54 に移動</li> <li>・気候変動の影響を考慮する観点を追記</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史、文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう首都圏整備計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業、下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、治水・利水・環境・土砂管理等は相互に影響し合うものであることを踏まえて、水源から河口まで一貫した計画のもとに河川の総合的な保全と利用を図る。</p> <p>その際、気候変動の影響等による近年の傾向として、集中豪雨が増加する一方、経年的な年間降水量が減少し、少雨と多雨の変動幅が拡大してきていることも十分踏まえるものとする。</p> <p>なお、河川整備は長期間を要するものであることから、整備途上の各段階でもできるだけ事業効果を発揮できるよう効果的かつ効率的に整備を進めるため、各段階での目標を明確にして段階的な整備を実施する。</p> <p>治水・利水・環境にわたる健全な水循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等について、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。</p>		
48		<p>利根川水系では、アンサンブル将来予測降雨や疑似温暖化手法の気候変動の影響評価結果なども参考としながら、想定し得る最大規模までのあらゆる洪水に対し、人命を守り経済被害を軽減するため、計画規模の洪水を安全に流下させることに加え、氾濫の被害をできるだけ減らすよう河川等の整備を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 45 から移動</li> <li>・ 河川整備基本方針の根幹の考え方を追</li> </ul>



	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進するため、関係者の合意形成を推進する取組の実施や、自治体等が実施する取組の支援を行う。</p>	<p>記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関や地域住民等と連携した取組の推進を追記</li> <li>・流域治水の観点を追記</li> </ul>
49		<p>したがって、本川及び支川の整備に当たっては、利根川水系特有の流域特性やこれまでの河川整備の経緯等も踏まえ、洪水の流下特性や想定される被害の特徴、本支川及び上下流バランスを踏まえた対策を講じるとともに、沿川の土地利用と一体となった貯留・遊水機能の向上に向けた整備を通じ、それぞれの地域で安全度の向上・確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクを低減するよう、水系として一貫した河川整備を行う。</p> <p>そのため、大臣及び各都県の管理区間でそれぞれが行う河川整備や維持管理に加え、河川区域に隣接する背後地において市区町等と連携して行う対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有について強化を図る。</p> <p>利根川水系の特性を踏まえた流域治水の推進のため、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等については、関係機関の適切な役割分担のもと自治体が行う土地利用規制、立地の誘導等と連携・調整し、住民と合意形成を図るとともに、沿川における貯留・遊水機能の確保については、特定都市河川浸水被害対策法等に基づく計画や規制の活用を含めた検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・45 から移動</li> <li>・流域治水の観点を追記</li> <li>・委員からのご意見</li> <li>・特定都市河川について追記</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
50		<p>なお、気候変動の影響が顕在化している状況や上流域の山岳地帯で冬期の降雪が多いことを踏まえ、官学が連携して、水理・水文や土砂移動、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境に係る観測・調査も継続的に行い、流域の降雨－流出特性や洪水の流下特性、降雨量、降雪・融雪量等の変化、河川生態系等への影響の把握・予測に努め、これらの情報を流域の関係者と共有し、施策の充実を図る。</p> <p>併せて、流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進するためには、様々な立場で主体的に参画する人材が必要であることから、より多くの関係者が利根川水系への認識を深めるため、防災士の育成や若年層の防災指導員の養成など防災・環境教育等の取組を進める。また、大学や研究機関、河川に精通する団体等と連携し、専門性の高い様々な情報を立場の異なる関係者に分かりやすく伝え、現場における課題解決を図るために必要な人材の育成にも努める。防災教育の一環として出前講座等を開催し、河川管理施設の仕組みや役割を周知するほか、インフラツーリズム等の機会を通じて防災に関する人材育成に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 45 から移動</li> <li>・ 気候変動の影響に関するモニタリングの追記</li> <li>・ 人材育成の観点の追記</li> </ul>
51		<p>このような考えのもとに、水源から河口まで一貫した基本方針に基づき、流域のあらゆる関係者とリスク情報を共有し、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして実施することによって、河川の総合的な保全と利用を図る。これに際し、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防、治山工事の実施状況、水害の発生状況及び河川の利用状況（水産資源の保護及び漁業を含む）、都市の構造や流域内の産業、また、それらの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 45 から移動</li> <li>・ 流域治水の観点を追記</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		歴史的な形成過程、流域の歴史、文化、今後の土地利用の方向性並びに河川環境の保全・創出等を考慮する。また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう首都圏広域地方計画や地方拠点都市地域基本計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮する。	
52		水のもたらす恩恵を享受できるよう、流域において関係する行政等の公的機関、有識者、事業者、団体、住民等の様々な主体が連携して、森林整備・保全対策の実施等、健全な水循環の維持又は回復のための取組を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 45 から移動</li> <li>・ 水循環の追記</li> </ul>
53		河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全、並びに地域経済の活性化やにぎわいの創出の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。このため、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図るとともに、河川の状況や社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行う。さらに予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、継続的に発展させるよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の維持管理、賑わいの創出の観点、予防保全のメンテナンスサイクルの確率に関する追記</li> </ul>
54		山腹崩壊、ダム貯水池での堆砂、河床変動、濁水の長期化、河口砂州の形成、海岸線の後退、河川生態への影響など土砂移動と密接に関わる課題に対処するため、関係機関が連携・調整の上、流域の源頭部から海岸までを一貫した総合的な土砂管理の観点から、国、都県、市区町村及びダム管理者等が相互に連携し、河床材料や河床高、汀線等の経年的な変化だけでなく、	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的な土砂管理の追記</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成18年2月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		粒度分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努め、流域における土砂移動に関する調査・研究に取り組む。	
55		また、砂防堰堤、遊砂地等での土砂、流木捕捉や河床変動に 応じて、過剰な土砂流出の抑制を図りつつ、河川生態の保全や 砂州の保全、海岸線の保全のための適切な土砂供給と、河床の 動的平衡の確保に努め、掘削土砂の利活用も含め、持続可能性 の観点から、国、県、沿川市区町村及びダム管理者等が相互に 連携し、流域全体で土砂管理を行う。なお、土砂動態について は、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあ ると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官 学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向 上に努め、必要に応じて対策を実施していく。	・総合的な土砂管理の追記
56		総合的な土砂管理は治水・利水・環境のいずれの面において も重要であり、相互に影響し合うものであることを踏まえて、 流域の源頭部から海岸まで一貫した取り組みを進め、河川の総 合的な保全と利用を図る。	・45から移動
57	ア 災害の発生の防止又は軽減	ア 災害の発生の防止又は軽減	
58	災害の発生の防止又は軽減に関しては、利根川は流域面積が 大きく支川も多いため防御すべき地域も多いことから、それぞ れの地域で特性にあった治水対策を講ずることにより水系全体 としてバランスよく治水安全度を向上させることが利根川水系 の治水の基本であるとの考え方のもと、現況の河川の安定状況 も踏まえ、洪水をできるだけ河道で分担して処理するものとし る。また、河道で処理できない流量については、上下流や本支 川のバランスに配慮しながら、河道が有する遊水機能を一層増	災害の発生の防止又は軽減に関しては、利根川は流域面積が 大きく支川も多いため防御すべき地域も多いことから、それぞ れの地域で特性にあった治水対策を講ずることにより水系全体 としてバランスよく治水安全度を向上させることを基本とす る。 利根川は江戸時代に「利根川の東遷 <sup>とうせん</sup> 」と言われる数次にわた る付替え工事により太平洋に注ぐようになり、本川中流部にお ける遊水機能（酒巻村・瀬戸井村の狭窄部、中条堤等）により	・表現の適正化 ・河川整備の留意点を追記 ・水害に強い地域づくりの観点の追記 ・河川の利用

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>強し洪水を貯留するとともに、既設洪水調節施設の徹底した有効活用を図った上で、洪水調節施設を新たに整備する。</p> <p>渡良瀬川、鬼怒川、小貝川、常陸利根川からの本川への合流量は、遊水地等の洪水調節施設により洪水調節し、本川の計画高水流量に影響を与えないようにする。</p> <p>利根川から江戸川への分派については、利根川の取手地点の計画高水流量を 10,500m<sup>3</sup>/s とし江戸川の松戸地点の同流量を 7,000m<sup>3</sup>/s とするこれまでの両川のバランス関係を保持することとし、これを達成するための分派地点における分派を適切に行う。</p> <p>流域が低平地で内水被害が生じやすい地域では、本川等に負荷を与えない範囲での内水排除及び流域外への排水を実施する。</p>	<p>江戸市中の洪水防御を図っていたが、明治 43 年（1910 年）の大出水により中条堤が決壊したことを踏まえ、酒巻村・瀬戸井村の狭窄部を拡幅することとなり、全川的な河道配分流量の増大と渡良瀬遊水地の整備が治水計画に位置づけられた。さらに、昭和 22 年（1947 年）のカスリーン台風により大水害を受けたことを踏まえ、ダム群により洪水調節を行う方針を打ち出し、その後、数次にわたって治水計画を改定し、全川的な河道配分、洪水調節流量の増大を位置づけた。平成 18 年（2006 年）に策定された河川整備基本方針では、本川下流部に計画していた利根川放水路について、市街化の進行により、移転等地域社会への影響が甚大となることから、印旛沼を調節池として活用した放水路とすることで規模を縮小するとともに、下流部の計画高水流量を増大した。</p> <p>こうしたこれまでの河川整備の経緯をはじめ、背後地の人口・資産の集積状況、河道や沿川の土地利用状況、現況の河川の状況や、今後必要な対策量等も踏まえ、上下流や本支川のバランスに配慮しながら、今後の技術の進展も見据えた河道掘削による河道配分流量の増大、河道が有する遊水機能の増強や既存洪水調節施設の徹底した有効活用等による洪水調節機能の強化等、水系全体として本支川ともにバランスよく治水安全度を向上させることを方針とした整備を行う。河道掘削による河道配分流量の増大や既存洪水調節施設の徹底的な有効活用等を図る際には、施設管理上の負担軽減にも留意するとともに、豊かな河川環境の保全・創出にも資するよう、検討・調整を図る。</p> <p>基本高水を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪</p>	<p>への配慮等の観点を追記</p>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>水が発生し、氾濫した場合においても、水害に強い地域づくりの推進により住民等の生命を守ることを最優先とし、流域全体で一丸となって、国、都県、市区町村、流域内の企業や住民等あらゆる関係者が水害に関するリスク情報を共有し、水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためのあらゆる対策を速やかに実施していく。この対策に当たっては、中高頻度など複数の確率規模の浸水想定や、施設整備前後の浸水想定など多段的なハザード情報を活用していく。また、氾濫域に首都圏を抱え、洪水氾濫による被害想定が極めて高いこと等を踏まえ、洪水リスクを踏まえたさらなる堤防強化等にも取り組む。</p> <p>段階的な河川整備の検討に際しては、さまざまな洪水が発生することも想定し、基本高水に加え可能な限り発生が予測される降雨パターンを考慮して、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際には、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ、関係機関との連絡調整を図る。</p>	
59	<p>堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、放水路の整備、護岸・水制等の整備を実施し、計画規模の洪水を安全に流下させる。なお、河道掘削等による河積の確保にあたっては、長期的に河床の安定が図られるような河道の維持、河岸等の良好な河川環境等に配慮す</p>	<p>本川及び支川において、今後の技術の進展も見据えながら、堤防の新設・<b>拡幅</b>、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、放水路、<b>遊水地</b>、護岸・水制等の整備を実施する。さらに、<b>遊水地</b>、<b>調節池</b>については、<b>技術革新を推進しながら越流堤の可動化等の整備を行い、ダム群について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局所的な河道掘削について追記</li> <li>・既存遊水地・調節池の</li> </ul>

利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
<p>る。そのため、河口部、布川地点等の狭窄部、支派川の分合流部、深掘れ箇所等において洪水の安全な流下、河床の安定を図るため、洪水時の水位の縦断変化、河床の土砂動態等について継続的な調査観測を実施し、その結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施する。</p> <p>人口資産が稠密な首都圏を氾濫域に抱えており、氾濫した場合の壊滅的な被害が予想される区間について、計画高水位を上回る洪水流量による浸透・越水等に対して高い安全性を有する高規格堤防を整備する。</p>	<p>は、施設管理者等とも連携し、事前放流により確保可能な容量の活用、利水容量と治水容量の振替を含むダム群の再編と嵩上げ、放流能力の増強、気象予測技術や情報技術の進展等を踏まえたより効果的な操作ルールの採用などにより治水機能の向上を図るなど、既存の洪水調節施設の徹底的な有効活用を図るとともに、既存の洪水調節施設の配置なども踏まえつつ、洪水調節施設を整備し、基本高水に対し洪水防御を図る。洪水調節施設等の整備に当たっては、地域の協力を得られるよう努めるとともに、流域全体の治水安全度の向上を図るため、地域の協力に対して流域一体で理解が進むよう努める。</p> <p>河道掘削等による河積の増大に当たっては、長期的に河床の安定が図られるような河道の維持や河道貯留効果の増大等、高度に河道や流水を管理する技術を検討する。また、河岸等の良好な河川環境等に配慮する。そのため、河口部、布川地点等の狭窄部、支派川の分合流部、深掘れ箇所等において洪水の安全な流下、河床の安定を図るため、洪水時の本川のみならず支川も含めた水位の縦断変化、河床の土砂動態等について継続的な調査観測を実施し、その結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施する。</p> <p>洪水調節施設の徹底的な有効活用に当たっては、降雨の予測技術の活用や観測網の充実、施設操作等に必要データ連携を図るとともに、流域内の既存ダムにおいては、施設管理者との相互理解・協力の下に、関係機関が連携した効果的な事前放流等の実施に努める。</p>	<p>有効活用について追記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員からの指摘</li> <li>・河道貯留について追記</li> <li>・D Xの推進の観点を追記</li> <li>・表現の適正化</li> </ul>



	利根川水系河川整備基本方針（平成18年2月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>なお、これら業務の効率化のため、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進する。</p>	
60	<p>利根川の取手から上流においては、利水容量と治水容量の振り替えを含むダム群の再編と嵩上げ、気象予測技術や情報技術の進展等を踏まえたより効果的な操作ルールを採用などにより既設洪水調節施設の治水機能の向上を図るとともに、洪水調節施設を整備する。なお、ダム群の再編にあたっては関係機関と連携・調整を図るものとする。堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下させる。烏川においては、広い高水敷等を活用して河道の有する遊水機能を増強する。また、破堤した場合の被害が甚大となる江戸川分派点から上流右岸の高規格堤防整備区間について、高規格堤防の整備にもつながる緩傾斜堤防による堤防強化を実施する。</p> <p>利根川の取手から下流においては、堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下させる。なお、河道掘削にあたっては、河口付近の河床の安定性に留意する。また、印旛沼を調節池として活用した放水路を整備する。なお、整備にあたっては、関係機関と連携・調整を行い、印旛沼の水質改善対策や周辺の内水対策にも配慮する。</p>	<p>利根川本川においては、今後必要な対策量等も考慮しつつ、局所的に河道掘削をすることで、河道流量配分の増大が可能な区間については、今後の技術の進展を見据えた堤防強化を前提とし河道掘削を実施する。</p> <p>また、既存の洪水調節施設の徹底的な有効活用を図るとともに、既存の洪水調節施設の配置等も踏まえつつ、洪水調節施設を整備する。なお、ダム群の再編に当たっては関係機関と連携・調整を図るものとする。</p> <p>また、印旛沼を調節池として活用した放水路を整備する。なお、整備にあたっては、関係機関と連携・調整を行い、印旛沼の水質改善対策や周辺の内水対策にも配慮する。</p> <p>洪水時の流量や水位の時間変化・縦断変化を適時に調査観測することを通じて、洪水を安全に流下させられるように河道掘削を含む河道の整備や適切な維持管理に努める。</p> <p>さらに、堤防が決壊した場合の被害が甚大となることから、掘削土を活用した堤防拡幅等によるさらなる堤防強化対策を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・更なる堤防強化について追記</li> </ul>
61		<p>烏川は広い高水敷等を有することから、これを活用し、治水と環境と調和を図りながら、河道の有する遊水機能を増強する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・56から移動</li> </ul>



	利根川水系河川整備基本方針（平成18年2月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
62		江戸川においては、堤防が決壊した場合の被害が甚大となることから、掘削土を活用した堤防拡幅等によるさらなる堤防強化対策を実施する。下流部においては、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間について高規格堤防の整備を行う。河口部については、高潮対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65から移動</li> <li>・表現の適正化</li> <li>・更なる堤防強化について追記</li> </ul>
63	渡良瀬川においては、既設洪水調節施設の嵩上げや掘削、効果的な操作ルールを採用による治水機能の向上を図るとともに、支川の思川に洪水調節施設を整備する。堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下させる。また、急流河川である上流部は、高速流による侵食、洗掘に対応して堤防強化を実施するとともに、河床勾配が緩やかで洪水時に利根川の背水位の影響を受けて高い水位が長時間続く下流部については、浸透に対する堤防強化を実施する。	渡良瀬川においては、既存の洪水調節施設の徹底的な有効活用を図るとともに、既存の洪水調節施設の配置等も踏まえつつ、洪水調節施設を整備する。また、急流河川である上流部は、高速流による侵食、洗掘に対応して堤防強化を実施するとともに、河床勾配が緩やかで洪水時に利根川の背水位の影響を受けて高い水位が長時間続く下流部については、浸透に対する堤防強化を実施する。さらに、堤防が決壊した場合の被害が甚大となることから、掘削土を活用した堤防拡幅等によるさらなる堤防強化対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・更なる堤防強化について追記</li> </ul>
64	鬼怒川においては、既設洪水調節施設の掘削及び効果的な操作ルールを採用による治水機能の向上を図るとともに、洪水調節施設を整備する。堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下させる。また、田川合流点付近から上流側の広い河道と霞堤等を活用した遊水機能を確保できるよう、河道を適切に維持管理する。	鬼怒川においては、既存の洪水調節施設の徹底的な有効活用を図る。また、田川合流点付近から上流側の広い河道と霞堤等を活用した河道貯留機能と遊水機能の増強について、礫河原の保全・創出の観点も含め、水衝部対策等とあわせて検討し実施する。さらに、堤防が決壊した場合の被害が甚大となることから、掘削土を活用した堤防拡幅等によるさらなる堤防強化対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・更なる堤防強化について追記</li> </ul>
65	小貝川においては、洪水調節施設を整備する。堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河	小貝川においては、既存の洪水調節施設の徹底的な有効活用を図るとともに、既存の洪水調節施設の配置等も踏まえつつ、	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下させる。また、河床勾配が緩やかで洪水時に利根川の背水位の影響を受けて高い水位が長時間続く下流部については、浸透に対応した堤防強化を実施する。	洪水調節施設を整備する。また、河床勾配が緩やかで洪水時に利根川の背水位の影響を受けて高い水位が長時間続く下流部については、浸透に対応した堤防強化を実施する。さらに、堤防が決壊した場合の被害が甚大となることから、掘削土を活用した堤防拡幅等によるさらなる堤防強化対策を実施する。 なお、昭和 61 年洪水の規模は本河川整備基本方針で定める河川整備の基本となる洪水の規模を上回る規模であることを踏まえ、昭和 61 年洪水と同規模の洪水やそれを上回る洪水に対し、流域全体のあらゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な治水対策により、被害の最小化を目指す。	・更なる堤防強化について追記
66	霞ヶ浦等においては、洪水時の湖面水位の上昇を抑制し、かつ、湛水時間を短縮して、沿岸地域の冠水被害を防除し、また、低地地域における洪水の氾濫を防止するため諸対策を行うこととする。このため、既設の常陸川水門により利根川からの洪水の逆流を防止する。常陸利根川については、河道掘削による河積の確保を図る。また、霞ヶ浦等については、湖岸堤防の拡築と浸透、波浪、越波に対応した堤防強化を行うとともに洪水水位の低下を図るための対策を実施する。	霞ヶ浦においては、洪水時の湖面水位の上昇を抑制し、かつ、湛水時間を短縮して、沿岸地域の冠水被害を防除し、また、低地地域における洪水の氾濫を防止するため諸対策を行うこととする。このため、既存の常陸川水門により利根川からの洪水の逆流を防止する。常陸利根川については、河道掘削による河積の確保を図る。また、霞ヶ浦等については、湖岸堤防の拡築と浸透、波浪、越波に対応した堤防強化を行うとともに洪水水位の低下を図るための対策を実施する。	
67	江戸川においては、堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下させる。また、破堤した場合の被害が甚大となる三郷市付近から上流右岸について、高規格堤防の整備にもつなげる緩傾斜堤防による堤防強化を実施する。河口部については、高潮対策を実施する。		・60へ移動

	利根川水系河川整備基本方針（平成18年2月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
68	中川においては、その流域が低平地で内水被害の発生しやすい地域であることから、流域内に洪水調節施設を整備するとともに、洪水の一部を流域外へ排水するための放水路等を整備する。堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下させる。また、著しい都市化の進展に対処するため、開発に伴う流出抑制対策の実施等、流域の保水・遊水機能を適切に確保するなどの総合治水対策を推進する。	中川においては、その流域が低平地で内水被害の発生しやすい地域であることから、流域内に洪水調節施設を整備するとともに、洪水の一部を流域外へ排水するための放水路等を整備する。また、自治体が行う土地利用規制、立地の誘導等との連携・調整を図りつつ、著しい都市化の進展に対処するため、開発に伴う流出抑制対策の実施等、流域の保水・貯留・遊水機能を適切に確保する等の総合治水対策とあわせて、流域における対策の促進を図る。	・表現の適正化 ・立地適正化計画について追記
69	内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する。	被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する。	
70	施設整備には時間がかかるため、整備途上で施設能力以上の洪水が発生したり、また、計画規模まで整備が進んでもそれを超える自然の外力が発生し洪水氾濫した場合においても被害の最小化を図るため、既存施設の有効活用を含め、地域ごとに必要に応じた対策を実施する。	施設整備には時間がかかるため、整備途上で施設能力以上の洪水が発生した場合や、計画規模まで整備が進んでもそれを超える自然の外力が発生し洪水氾濫した場合においても被害の最小化を図るため、既存施設の有効活用を含め、地域ごとに必要に応じた支援を実施する。	・表現の適正化
71	首都圏の壊滅的な被害を防止するため、利根川の小山川合流点から河口までの区間及び江戸川等においては、計画高水位を上回る洪水流量に対して高い安全性を有する高規格堤防を整備する。	特に、首都圏の壊滅的な被害を防止するため、人口が集中し、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間において、計画高水流量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる構造とし、沿川の土地利用と一体となって水に親しむまちづくりが可能となる高規格堤防の整備を行う。この整備に当たっては沿川自治体等と連携を図る。 なお、高規格堤防で防護していくべき地域は、人命保護の観点に加え、国家的な中枢機能の維持、高度に集積した資産の保全や社会経済活動の継続等の観点からも、堤防の決壊による壊滅的な被害を回避する必要性の高い地域である。	・高規格堤防について追記

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
72		<p>土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土砂・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。</p> <p>対策の実施に当たっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。</p> <p>なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえ、対策を検討・実施する。</p>	・土砂・洪水氾濫対策の取組を追記
73		<p>利根川及び江戸川等は「南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域」に指定されており、堤防、水門等の施設の耐震対策を実施する。</p>	・76 から移動
74		<p>河川津波対策に当たっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すとともに、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御</p>	・地震、津波対策の観点の追記

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。また、地震・津波対策のため、堤防・水門等の耐震・液状化対策及び遠隔操作制御設備の整備を実施するとともに、河口部では津波・高潮を考慮した堤防を整備する。	
75		なお、河口部では海岸管理者と連携し、津波・高潮を考慮した対策を実施することとし、高潮対策については、気候変動による予測を考慮した対策とする。	・高潮について追記
76	<p>堤防、洪水調節施設、排水機場、樋管等の河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善などを計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持しつつ、施設管理の高度化、効率化を図る。なお、内水排除や流域外への排水のための施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、適切な運用を実施する。</p> <p>河道内の樹木については、樹木の阻害による洪水位への影響を十分把握し、河川環境の保全に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るために計画的な伐採等の適正な管理を実施する。</p>	<p>堤防、洪水調節施設、排水機場、樋管等の河川管理施設の管理については、常に良好な状態に保持し、その機能を確保するように維持補修や機能改善を計画的に行うとともに、操作の確実性を確保しつつ、施設管理の高度化、効率化を図る。また、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。なお、内水排除や流域外への排水のための施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、関係機関と連携・調整を図りつつ適切な運用を行えるよう、排水先の河川の出水状況等の共有を進める。また、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、国及び自治体等の河川管理者間の連携強化に努める。</p> <p>河道内の樹木については、下流河川を渡河する橋梁等の構造物への影響を踏まえ、河川環境の特性に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るため、樹木の繁茂状況等をモニタリングしながら、計画的な伐採等適正な管理を実施する。また、河道内の州の発達や深掘れの進行等についても、適切なモニタリング及び管理を実施する。</p> <p>河口砂州等については、砂州形状や洪水時の水面形等を継続</p>	<p>・河川管理施設の維持管理の追記</p> <p>・河口部の維持管理の追記</p> <p>・表現の適正化</p>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		的に監視し、気候変動による海面水位の上昇の影響把握に努め、洪水の疎通に対する支障とならないよう適切に維持・管理する。	
77	本川及び支川の整備にあたっては、早期にかつ着実に水系全体のバランスのとれた治水安全度の向上が図られるよう、段階的な目標を明確にした河川整備を展開する。特に、江戸川分派点の整備や本川上中流部の掘削等については、上流の洪水調節施設及び本川下流部の整備状況を十分踏まえて行うなど、本支川及び上下流バランスを考慮して河川整備を実施する。	本川及び支川の整備に当たっては、早期にかつ着実に水系全体のバランスのとれた治水安全度の向上が図られるよう、段階的な目標を明確にした河川整備を展開する。特に、今後の技術の進展を見据えた既存の洪水調節施設の徹底的な有効活用等により水系全体の治水安全度の早期向上を図り、江戸川分派点の整備や本川上中流部の掘削等については、本川下流部の整備状況を十分踏まえて行う等、本支川及び上下流バランスを考慮して河川整備を実施する。	
78	洪水等による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。さらに、ハザードマップの作成の支援、地域住民も参加した防災訓練等により、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。また、防災基本計画に則して、復旧資機材の備蓄、情報の収集伝達、復旧活動の拠点等を目的とする地域防災活動拠点及び輸送のための施設整備を行う。 利根川及び江戸川等は「南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域」に指定されており、堤防、水門等の施設の耐震対策を実施する。	洪水等による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。	・ハザードマップについて 78 に移動 ・地震について 71 に移動



	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
79		<p>氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内・支川毎の土地利用や水田等の分布状況、雨水貯留等の状況の変化、利水ダム等の事前放流の実施状況や「田んぼダム」の取組状況等の把握、及び治水効果の定性的・定量的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。</p>	<p>・関係機関や地域住民、民間企業と連携する取組について追記</p>
80		<p>また、被害対象を減少させるために、中高頻度といった複数の確率規模の浸水想定や、施設整備前後の浸水想定といった多段階のハザード情報を流域の関係者に提供するとともに、関係する市区町村や都県の都市計画・建築部局がハザードの要因や特徴等を理解し、地域の持続性を踏まえ土地利用規制や立地誘導する等の水害に強い地域づくりの検討がなされるよう技術的支援を行う。</p>	<p>・関係機関や地域住民と連携する取組について追記</p>
81		<p>洪水、津波、高潮、土砂、火山等による被害を極力抑えるため、支川や内水を考慮した複合的なハザードマップや災害対応タイムラインの作成支援、地域住民も参加した防災訓練、地域の特性を踏まえた防災教育への支援、防災行政無線のデジタル化など情報発信の強化、防災士・防災指導員・地域防災リーダーの育成等により、災害時のみならず平常時から防災意識の向上を図る。また、高台や避難路の整備、既往洪水の実績等を踏まえた洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集・伝達体制及び警戒避難体制の充実を図り、自助・共助・公助の精神のもと、市区町村長による避難指示等の適切な発令、住民等の自主的な避難、広域避難の自治体間の連携、的確な水防活動、円滑な応急活動の実施を促進し、地域防災力</p>	<p>・ソフト対策を追記 ・関係機関や地域住民等と連携する内容を踏まえて追記</p>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>の強化を推進する。その際、利根川は氾濫原が広大で、氾濫流によるリスクが大きく拡散型の浸水が想定される平地のみならず、貯留型の浸水が想定される平地や、平地の中で盆地状を呈する低平地等、沿川地域の氾濫時の形態等が多様であることから、このような利根川沿川の特性を踏まえ、広域避難をはじめ的確な避難行動につながるよう、地域に対して丁寧なリスク情報の発信に努める。流域内の高速道路ネットワークの整備進展に伴って立地が進む民間の大規模物流施設等が、自治体と民間企業との間における災害対応協定の締結のもとに、避難場所として利用されつつあり、氾濫原が広大であるときに、こうした取組を拡大する等、民間企業と関係機関・地域住民の連携による避難先のできる限りの確保に努める。また、デジタル技術の導入と活用で、個々に置かれた状況や居住地の水災害リスクに応じた適切な防災行動がとれるよう地域住民の理解促進に資する啓発活動の推進、地域住民も参加した防災訓練等による避難の実行性の確保を関係機関や地域住民と連携して推進する。</p> <p>さらに、洪水・地震・津波防災のため、復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達、復旧活動の拠点等を目的とする防災拠点等の整備を行う。</p>	
82		<p>また、流域対策の検討状況、科学技術の進展、将来気候の予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携し、更なる治水対策の改善に努める。</p>	・治水対策に関する改善の考え方を追記
83	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
84	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、 渇水時における地盤沈下の防止、河川環境の保全や近年の少雨	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、 渇水時における地盤沈下の防止、河川環境の保全や近年の少雨	・表現の適正化

	利根川水系河川整備基本方針（平成18年2月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>化傾向にも対応した利水安全度の確保のため、流水の正常な機能の維持のため必要な流量を計画的に確保する。</p> <p>このため、既存施設の有効利用を含む種々の手法による水資源開発施設の整備とともに、関係機関と調整しながら広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、都市用水及び農業用水等の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める。また、広範囲な水需要地域への供給、渇水時における被害の最小化を図るため、上流から下流までの地形特性を踏まえた水資源開発施設の整備等により流域内及び他流域との広域水融通ネットワークを構築し、水資源の有効活用による効率的な水運用を実施する。</p> <p>利根川は流域が大きく、多くの流入支川や水利用があることから、河川の流況も踏まえつつ、河川流量を縦断的かつ時期的に的確に確保し管理するため、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定める地点の他、利根大堰上流、利根大堰下流、布川等の多地点での低水管理を実施する。</p> <p>また、渇水や水質事故時における被害の最小化を図るため、情報提供・情報伝達体制を整備し、関係機関及び水利使用者等と連携して水利使用者相互間の水融通の円滑化等を推進する。さらに、水質事故等緊急時には、利根運河等の既存施設を有効活用する。</p>	<p>化傾向にも対応した利水安全度の確保のため、流水の正常な機能の維持のため必要な流量を計画的に確保する。</p> <p>このため、既存施設の有効利用を含む種々の手法による水資源開発施設の整備とともに、関係機関と調整しながら広域的かつ合理的な水利用の促進を図る等、都市用水及び農業用水等の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める。また、広範囲な水需要地域への供給、渇水時における被害の最小化を図るため、上流から下流までの地形特性を踏まえた水資源開発施設の整備等により流域内及び他流域との広域水融通ネットワークを構築し、水資源の有効活用による効率的な水運用を実施する。</p> <p>利根川水系は流域が広く、多くの流入支川や水利用があることから、河川の流況も踏まえつつ、河川流量を縦断的かつ時期的に的確に確保し管理するため、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定める地点の他、利根大堰上流、利根大堰下流、布川等の多地点での低水管理を実施する。</p> <p>また、渇水や水質事故時における被害の最小化を図るため、情報提供・情報伝達体制を整備し、関係機関及び水利使用者等と連携して水利使用者相互間の水融通の円滑化等を推進する。さらに、水質事故等緊急時には、利根運河等の既存施設を有効活用する。加えて、気候変動の影響による降雨・降雪量や流況の変化等の把握に努め、関係者と共有を図る。</p>	<p>・気候変動による流況の変化等の把握の観点の追記</p>
85	ウ 河川環境の整備と保全	ウ 河川環境の整備と保全	
86	河川環境の整備と保全に関しては、我が国最大の流域面積を有する利根川は、溪谷、高水敷、遊水地、湿地、礫河原、湖	河川環境の整備と保全に関しては、我が国最大の流域面積を有する利根川水系は、溪谷、高水敷、遊水地、湿地、礫河原、湖	・表現の適正化

	利根川水系河川整備基本方針（平成18年2月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>沼、干潟、ヨシ原等良好な景観を有し多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境があり、一方、都市内及び近郊に位置するため多くの人々がスポーツ、観光、自然観察に訪れるなど人とのかかわり合いが極めて高いことを踏まえ、現在の豊かな河川環境を保全する。</p> <p>このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるように、河川空間の利用については自然共生型のものへ転換し、関係機関との調整を図りながら河川の流況に応じたきめ細かい流量管理により良好な流域水環境の保全に努めるなど、空間管理や水環境管理の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。</p>	<p>湖沼、干潟、ヨシ原等良好な景観と共に多様な動植物の生息・生育・繁殖環境となる豊かな自然環境を有するとともに、都市内及び近郊に位置するため多くの人々がスポーツ、観光、自然観察に訪れるなど人とのかかわり合いが極めて高い。そのため、掘削にあたって礫河原を保全・創出するなど、一連の区間で治水と環境の調和を図り、利根川水系が有する現在の豊かな河川環境の保全・創出を図る。</p> <p>このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、河川環境管理の目標を定め、生態系ネットワークの形成にも寄与する河川環境の保全と創出を図る。</p> <p>また、劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、治水と環境の調和を図った多自然川づくりや自然再生を推進し、かつての良好な河川環境の再生・創出を図る。</p> <p>さらに、河川環境の整備と保全が適切に行われるように、河川空間の利用については自然共生型のものへ転換し、関係機関との調整を図りながら河川の流況に応じたきめ細かい流量管理により良好な流域水環境の保全を図る等、空間管理や水環境管理の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。</p> <p>生態系ネットワークの形成に当たっては、コウノトリ・トキを指標とした関東エコロジカル・ネットワークを通じて、生態系全体の生物多様性の保全に貢献することを確認しながら、流域の自然環境の保全や創出を図るほか、まちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出を図る。また、自然環境が有する多面的な要素を考慮し、治水対策を適切に組み合わせる</p>	<p>・生態系ネットワークの推進、取組内容及び取組成果について追記</p>

	利根川水系河川整備基本方針（平成18年2月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>ことにより、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを関係機関と連携して推進する。これまでの関係機関によるコウノトリが採餌出来る環境に優しい水田を増やすための取組や人工巣塔の設置、コウノトリの放鳥等の取組により、渡良瀬遊水地における連続繁殖のみならず、利根川下流域や江戸川周辺においてもコウノトリの生息・繁殖が確認されており、関東地方において生息・繁殖数が増加している。引き続き、関係機関と連携して生態系・ネットワークの形成に取り組む。</p>	
87	<p>動植物の生息地・生育地の保全については、長大かつ広大な河川において多様な生態系を育む河川環境の保全に努めるとともに、流域に残る湿地、緑地等と河川環境を水系の骨格としてつなぐネットワーク化を推進する。特に、上流から海域まで動植物の生息・生育環境の縦断的な連続性の確保に努めるとともに、湿地、汽水域、礫河原、瀬・淵の保全・再生に努める。</p>	<p>動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出については、河川環境の重要な要素である土砂動態等を把握し、河川生態系の保全や砂州の保全、海岸線の保全のための適切な土砂供給と、河床の動的平衡の確保に努めながら、重要種を含む多様な動植物を育む瀬・淵やワンド・たまり、河岸・河畔林・河口干潟等の定期的なモニタリングを行う。また、新たな学術的な知見も取り入れながら生物の生活史を支える環境の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> </ul>
88		<p>上流部では、アユ、ウグイ等の魚類の生息・繁殖環境となる連続した瀬と淵、ムサシノジュズカケハゼ等の魚類の生息・繁殖の場となるワンド・たまり、コアジサシやシギ・チドリ類の鳥類、カワラサイコ等の植物、カワラバタ等の陸上昆虫類の生息・生育・繁殖の場となる礫河原の保全・創出を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・時点更新</li> <li>・104 から移動</li> </ul>
89		<p>中上流部では、オオヨシキリ、セッカ等の鳥類の生息・繁殖の場となるヨシ原、オイカワ、ニゴイ等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵、モツゴ等の生息・繁殖の場となるワンド・たまり、ハンゲショウ、ヤガミスゲ、タコノアシ等の植物の生育・繁殖の場となる湿地環境の保全・創出を図る。稲戸井調節池について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・時点更新</li> <li>・104 から移動</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		は、オオタカ等の鳥類の生息・繁殖の場となるハンノキ林の保全、オオヨシキリ等の鳥類の生息・繁殖の場となるヨシ原の保全・創出を図る。	
90		中下流部では、オオセッカ、コジュリン等の鳥類の生息・繁殖環境の場となるヨシ原、モツゴ等の魚類、イシガイ類等の底生動物、トウキョウダルマガエル等の両生類、ミズアオイ等の植物の生息・生育・繁殖の場となるワンド・たまりの保全・創出を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・時点更新</li> <li>・104 から移動</li> </ul>
91		下流部では、ヒヌマイトトンボ等の陸上昆虫類の生息・繁殖の場となる汽水域のヨシ原、シギ・チドリ類の鳥類の渡りの中継地やハゼ類等の魚類、貝類等の底生動物の生息・繁殖の場となる干潟の保全・創出を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・時点更新</li> <li>・104 から移動</li> </ul>
92		烏川・神流川では、オオヨシキリ等の鳥類の生息・繁殖の場となるヨシ原、イカルチドリ等の鳥類、カワラバッタ等の陸上昆虫類、カワラサイコ等の植物の生息・生育・繁殖の場となる礫河原、オイカワ、アブラハヤ、ギバチ等の魚類の生息・繁殖の場となる連続した瀬と淵、ムサシノジュズカケハゼ等の魚類の生息・繁殖の場となるワンド・たまりの保全・創出を図る。神流川については、ハリエンジュを中心とした樹林化対策を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・時点更新</li> <li>・104 から移動</li> </ul>
93		江戸川では、ヒヌマイトトンボ等の陸上昆虫類、オオヨシキリやセッカ等の鳥類の生息・繁殖の場となるヨシ原等、タモロコやミナミメダカ等の魚類、カイツブリ等の鳥類、ニホンアカガエル等の両生類の生息・繁殖の場となるワンド・たまり、コチドリ等の鳥類の生息・繁殖の場となる砂州の保全・創出を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・時点更新</li> <li>・104 から移動</li> </ul>



	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		シギ・チドリ類の鳥類の渡りの中継地やハゼ類等の魚類の生息・繁殖の場となる干潟、ヨシ群落やシオクグ等の植物の生育・繁殖の場となる湿地環境の保全・創出を図る。	
94		<p>渡良瀬川では、コチドリ、イカルチドリ等の鳥類の生息・繁殖の場となる礫河原、サクラマス（同種で生活史が異なるヤマメを含む）、ウグイ等の魚類の生息・繁殖の場となる連続した瀬と淵オオヨシキリ、セッカ等の鳥類の生息・繁殖の場となるヨシ原の保全・創出を図る。渡良瀬川については、ハリエンジュを中心とした樹林化対策を進める。</p> <p>渡良瀬遊水地では、治水機能との調和を図りながらトネハナヤスリ、ハナムグラ、タチスミレ等の植物、チュウヒ等の猛禽類やオオヨシキリ、セッカ等の鳥類が生息・生育・繁殖の場となるヨシ群落等の湿地の保全・創出を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・時点更新</li> <li>・104 から移動</li> </ul>
95		<p>鬼怒川では、カワラノギクやカワラニガナ等の植物やカワラバッタ等の陸上昆虫類、コアジサシやイカルチドリ等の鳥類の生息・生育・繁殖の場となる礫河原、アユ・サケ等の魚類の生息・繁殖の場となる連続した瀬・淵、ムサシノジュズカケハゼ等の魚類の生息・繁殖の場となるワンド・たまりの保全・創出を図る。オオヨシキリ等の鳥類の生息・繁殖の場となるヨシ原、カワラヨモギ等の植物の生育・繁殖の場となる砂河原の保全・創出を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・時点更新</li> <li>・104 から移動</li> </ul>
96		<p>小貝川では、オオムラサキ等の陸上昆虫類の生息・繁殖の場となるクヌギ・エノキの雑木林、オオヨシキリ等の鳥類の生息・繁殖の場となるヨシ原、オイカワ・サケ等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵、ドジョウ等の魚類の生息・繁殖の場となるワン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・時点更新</li> </ul>

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		ド・たまり、タチスミレやキタミソウ等の植物の生育・繁殖の場となる湿地環境の保全・創出を図る。	・104 から移動
97		霞ヶ浦では、オオヨシキリ等の鳥類、カヤネズミ等の哺乳類の生息・繁殖の場となるヨシ等の湖岸植生帯、イシガイ等の底生動物の生息・繁殖の場となるワンド・たまり、シラウオ等の魚類の生息・繁殖の場である砂地の保全・創出を図る。	・表現の適正化 ・時点更新 ・104 から移動
98		中川では、アシシロハゼ、スズキ等の魚類、クロベンケイガニやカワゴカイ属等の底生動物の生息・繁殖の場である汽水域、オオヨシキリ等の鳥類、ヒヌマイトトンボ等の陸上昆虫類の生息・繁殖の場であるヨシ原、シギ・チドリ類等の鳥類の生息・繁殖の場である干潟、集団営巣しているサギ類の鳥類の生息・繁殖の場である樹林の保全・創出を図る。	・表現の適正化 ・時点更新 ・104 から移動
99		なお、利根川本川や支川において、特定外来生物等の生息・生育・繁殖が確認され、在来生物への影響が懸念される場合は関係機関等と連携し、適切な対応を行う。	・外来種への対応を追加
100	良好な景観の維持・形成については、利根川上流部の水上峡、諏訪峡などの山間溪谷美に富んだ溪谷、中流部の礫河原と田園風景や下流部に広がる雄大な水郷地帯と調和した河川景観の保全に努めるとともに、市街地における貴重な空間としての水辺景観の維持・形成に努める。	良好な景観の維持・形成については、利根川源流部の水上峡、吾妻峡等の山間溪谷美に富んだ溪谷、中流部の礫河原と田園風景や下流部に広がる雄大な水郷地帯と調和した河川景観の保全を図るとともに、市街地における貴重な空間としての水辺景観の維持・形成を図る。	・表現の適正化
101	人と河川との豊かなふれあいの確保については、生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた利根川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、釣りやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備・保全を図る。その際、高齢者をはじめとし	人と河川との豊かなふれあいの確保については、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出し、生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた利根川の恵みを活かし、沿川自治体等の関連計画との連携・調和を図り、河川利用に関する多	・表現の適正化

	利根川水系河川整備基本方針（平成18年2月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>て誰もが安心して親しめるようユニバーサルデザインに配慮するとともに、沿川の自治体が立案する地域計画等との連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映した河川整備を推進する。</p>	<p>様なニーズを踏まえ、河川空間とまち空間が融合した良好な空間を形成するほか、自然とのふれあい、環境学習ができる場等としての整備・保全を図る。</p>	
102	<p>水質については、生活雑排水や工場排水等により水質が悪化した綾瀬川、中川などの河川及び閉鎖性水域である霞ヶ浦、手賀沼、印旛沼等において、関係機関や地域住民等と連携を図りながら、流入汚濁負荷量の削減対策、河川・湖沼等の浄化対策などの水質改善に努める。</p>	<p>水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、利根川が動植物の生息・生育・繁殖環境であること、霞ヶ浦や江戸川が流入する東京湾などの閉鎖性水域の状況などを考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民とも連携しつつ、水質の改善を図る。</p> <p>特に、生活雑排水や工場排水等により水質が悪化した中川・綾瀬川などの河川、閉鎖性水域である渡良瀬貯水池、霞ヶ浦等において、必要な項目のモニタリングを実施し、関係機関や地域住民等と連携を図りながら、流入汚濁負荷量の削減対策、河川・湖沼等の浄化対策などを適切に実施し、水質改善を図る。</p>	<p>・表現の適正化</p>
103	<p>河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、貴重なオープンスペースである河川敷地の利用が高度に進んでいる状況を踏まえつつ、動植物の生息・生育環境の保全、景観の保全にも十分に配慮し、河川敷地の多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。</p>	<p>河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、貴重なオープンスペースである河川敷地の利用が高度に進んでいる状況を踏まえつつ、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全に十分に配慮し、河川敷地の多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。</p>	
104	<p>また、環境や景観に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。</p>	<p>また、環境に関する情報収集やモニタリングを関係機関と連携しつつ適切に行い、河川整備や維持管理に反映させるとともに、得られた情報については、地域との共有化を図る。</p>	<p>・表現の適正化</p>
105	<p>地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図ると</p>	<p>さらに、川と流域が織りなす風土、文化、歴史を踏まえ、地域住民や団体、関係機関との連携を強化し、地域の魅力を引き出す河川管理を推進するとともに、生態系ネットワークの形</p>	

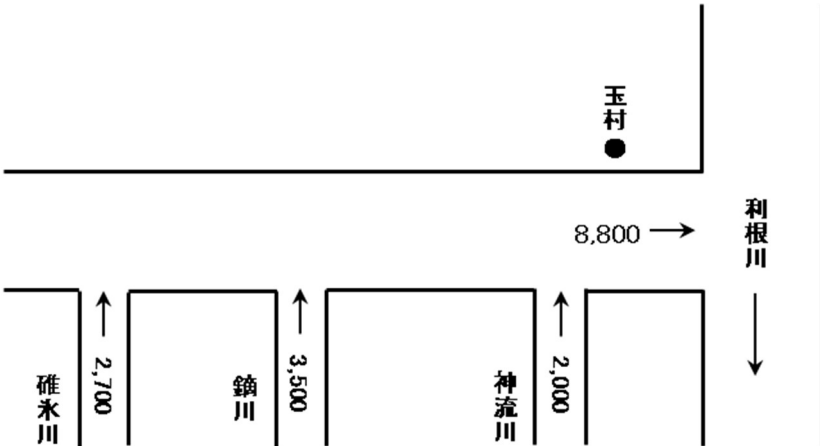
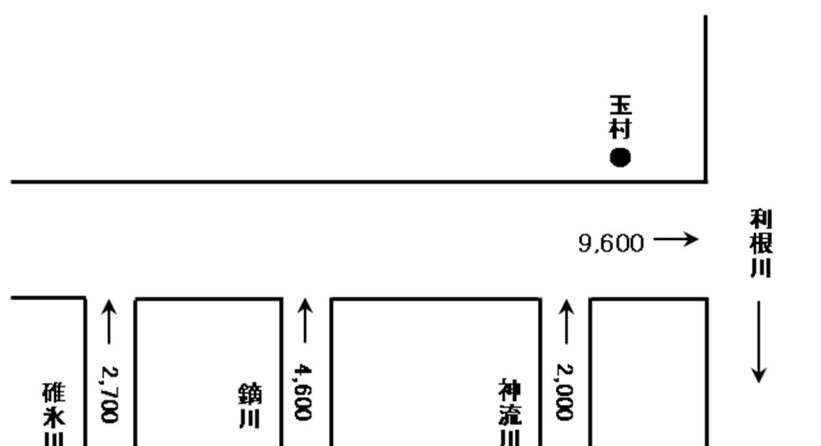
	利根川水系河川整備基本方針（平成18年2月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	ともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する。	成、水源地域ビジョンやかわまちづくりの取組等により、地域の経済の持続的な活性化やにぎわいの創出、水源地と下流の自治体間など流域自治体や住民間の連携を図る。実施に当たっては、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供、共有すること等により、河川と流域住民等とのつながりや流域連携を促進し、河川清掃、河川愛護活動、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境学習等の支援の充実を図る。	
106	<p>本川上流部では、風光明媚な景観を形成する山地渓谷の保全に努める。</p> <p>本川中流部では、アユの産卵・生息場となっている瀬の保全に努める。</p> <p>本川下流部では、ヒヌマイトトンボが生息する汽水域のヨシ群落及び我が国有数のオオセッカの繁殖地となっているヨシ・カサスゲ群落等の保全に努める。</p> <p>渡良瀬遊水地では、多様な動植物が生息・生育できるよう治水機能との調和を図りながらヨシ群落等の湿地の保全・再生に努める。</p> <p>鬼怒川では、礫河原固有のカワラノギク等の生息環境を保全するため礫河原の保全・再生に努める。</p> <p>霞ヶ浦、手賀沼、印旛沼等の湖沼では、多様な動植物が生息できるよう、また湖岸景観を形成する湖岸植生帯の保全・再生に努める。</p> <p>江戸川では、トビハゼ等の汽水生物が生息する河口部の干潟の保全に努める。また、利根運河は、緑豊かな水辺の回廊とし</p>		86～97へ移動

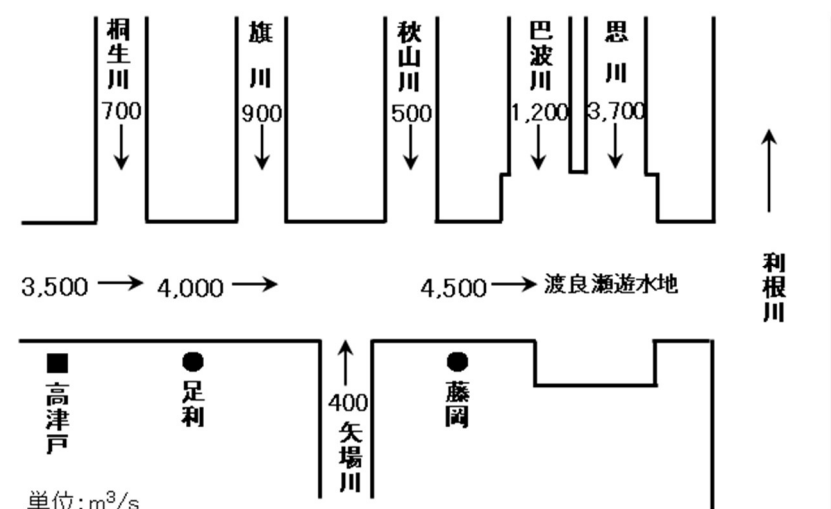
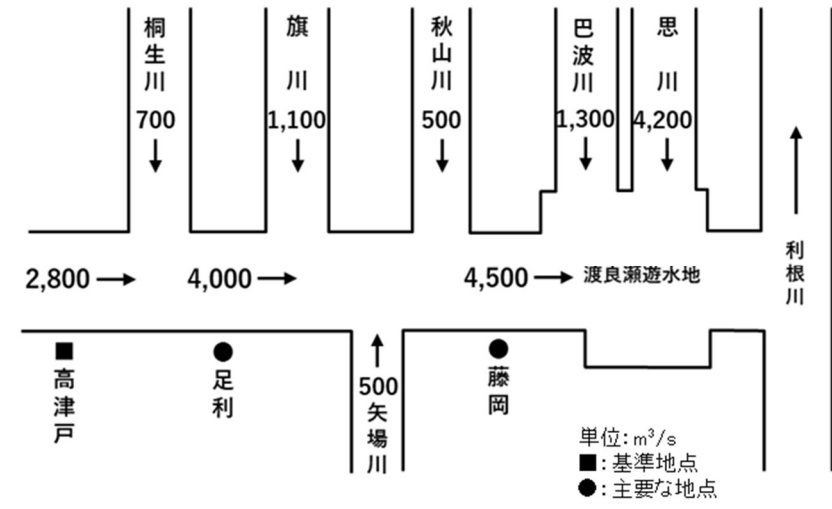
	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	て人と水辺空間のふれあいの場となるよう良好な河川環境の整備・保全に努める。		
107	2. 河川の整備の基本となるべき事項 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	2. 河川の整備の基本となるべき事項 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	
108	ア 利根川 基本高水は、昭和 22 年 9 月洪水、昭和 57 年 9 月洪水、平成 10 年 9 月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点八斗島において 22,000m <sup>3</sup> /s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 5,500m <sup>3</sup> /s を調節して、河道への配分流量を 16,500m <sup>3</sup> /s とする。	ア 利根川 基本高水は、昭和 22 年 9 月洪水、昭和 57 年 9 月洪水、平成 13 年 9 月洪水等の既往洪水について検討し、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、そのピーク流量を基準地点八斗島において 26,000m <sup>3</sup> /s とし、このうち流域内の洪水調節施設等により 8,300m <sup>3</sup> /s を調節して、河道への配分流量を 17,700m <sup>3</sup> /s とする。	・基本高水のピーク流量、洪水調節流量、河道配分流量を変更
109	イ 渡良瀬川 基本高水は、昭和 22 年 9 月洪水、昭和 41 年 9 月洪水、平成 14 年 9 月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点高津戸において 4,600m <sup>3</sup> /s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 1,100m <sup>3</sup> /s を調節して、河道への配分流量を 3,500m <sup>3</sup> /s とする。	イ 渡良瀬川 基本高水は、昭和 13 年 8 月洪水、昭和 22 年 9 月洪水、昭和 24 年 8 月洪水等の既往洪水について検討し、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、そのピーク流量を基準地点高津戸において 5,000m <sup>3</sup> /s とし、このうち流域内の洪水調節施設等により 2,200m <sup>3</sup> /s を調節して、河道への配分流量を 2,800m <sup>3</sup> /s とする。	・基本高水のピーク流量、洪水調節流量、河道配分流量を変更
110	ウ 鬼怒川 基本高水は、昭和 23 年 9 月洪水、昭和 24 年 9 月洪水、昭和 57 年 9 月洪水、平成 10 年 9 月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点石井において 8,800m <sup>3</sup> /s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 3,400m <sup>3</sup> /s を調節して、河道への配分流量を 5,400m <sup>3</sup> /s とする。	ウ 鬼怒川 基本高水は、昭和 23 年 9 月洪水、昭和 24 年 8 月洪水、昭和 56 年 8 月洪水等の既往洪水について検討し、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、そのピーク流量を基準地点石井において 10,500m <sup>3</sup> /s とし、このうち流域内の	・基本高水のピーク流量、洪水調節流量、河道配分流量を変更

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																																																		
		洪水調節施設等により 5,800m <sup>3</sup> /s を調節して、河道への配分流量を 4,700m <sup>3</sup> /s とする。																																																			
111	エ 小貝川 基本高水は、昭和 57 年 9 月、昭和 61 年 9 月、平成 5 年 8 月、平成 11 年 7 月等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点黒子において 1,950m <sup>3</sup> /s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 650m <sup>3</sup> /s を調節して、河道への配分流量を 1,300m <sup>3</sup> /s とする。	エ 小貝川 基本高水は、昭和 57 年 9 月洪水、昭和 61 年 8 月洪水、平成 5 年 8 月洪水等の既往洪水について検討し、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、そのピーク流量を基準地点黒子において 1,600m <sup>3</sup> /s とし、このうち流域内の洪水調節施設等により 300m <sup>3</sup> /s を調節して、河道への配分流量を 1,300m <sup>3</sup> /s とする。	・基本高水のピーク流量、洪水調節流量、河道配分流量を変更																																																		
112		なお、気候変動の状況やその予測に係る技術、知見の蓄積や流域の土地利用や雨水の貯留、浸透機能、沿川の遊水機能の変化等に伴う流域からの流出特性や流下特性が変化し、また、その効果の評価技術の向上等、基本高水のピーク流量の算出や河道と洪水調節施設等の配分に係る前提条件が著しく変化することが明らかとなった場合には、必要に応じこれを見直すこととする。	・気候変動を踏まえた記載を追記																																																		
113	表－1 基本高水のピーク流量等一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>基本高水のピーク流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>洪水調節施設による調節流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>河道への配分流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根川</td> <td>八斗島</td> <td>22,000</td> <td>5,500</td> <td>16,500</td> </tr> <tr> <td>渡良瀬川</td> <td>高津戸</td> <td>4,600</td> <td>1,100</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>鬼怒川</td> <td>石井</td> <td>8,800</td> <td>3,400</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>小貝川</td> <td>黒子</td> <td>1,950</td> <td>650</td> <td>1,300</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)	利根川	八斗島	22,000	5,500	16,500	渡良瀬川	高津戸	4,600	1,100	3,500	鬼怒川	石井	8,800	3,400	5,400	小貝川	黒子	1,950	650	1,300	表－1 基本高水のピーク流量等一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>基本高水のピーク流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>洪水調節施設等による調節流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>河道への配分流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根川</td> <td>八斗島</td> <td>26,000</td> <td>8,300</td> <td>17,700</td> </tr> <tr> <td>渡良瀬川</td> <td>高津戸</td> <td>5,000</td> <td>2,200</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>鬼怒川</td> <td>石井</td> <td>10,500</td> <td>5,800</td> <td>4,700</td> </tr> <tr> <td>小貝川</td> <td>黒子</td> <td>1,600</td> <td>300</td> <td>1,300</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設等による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)	利根川	八斗島	26,000	8,300	17,700	渡良瀬川	高津戸	5,000	2,200	2,800	鬼怒川	石井	10,500	5,800	4,700	小貝川	黒子	1,600	300	1,300	
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)																																																	
利根川	八斗島	22,000	5,500	16,500																																																	
渡良瀬川	高津戸	4,600	1,100	3,500																																																	
鬼怒川	石井	8,800	3,400	5,400																																																	
小貝川	黒子	1,950	650	1,300																																																	
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設等による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)																																																	
利根川	八斗島	26,000	8,300	17,700																																																	
渡良瀬川	高津戸	5,000	2,200	2,800																																																	
鬼怒川	石井	10,500	5,800	4,700																																																	
小貝川	黒子	1,600	300	1,300																																																	

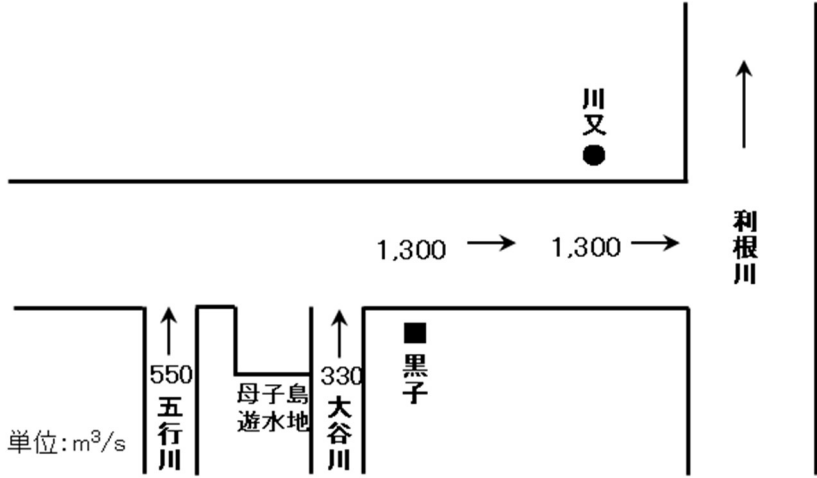
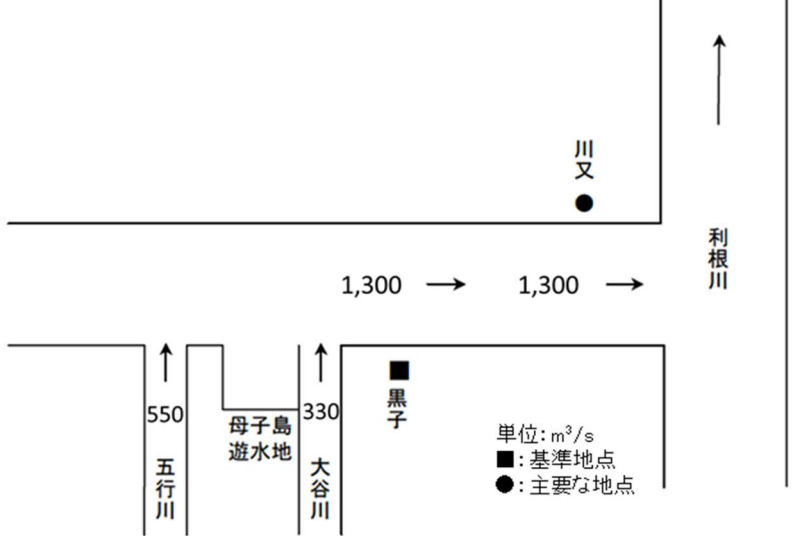


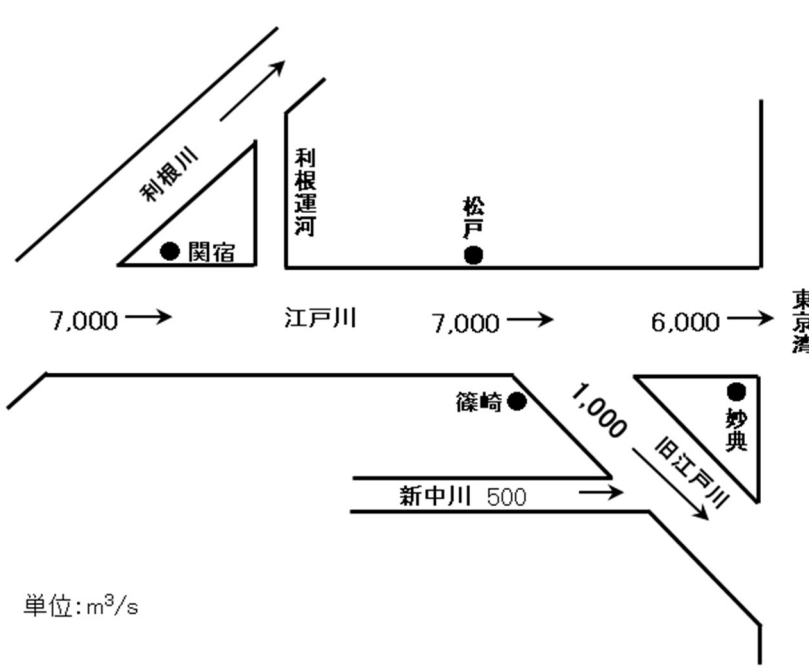
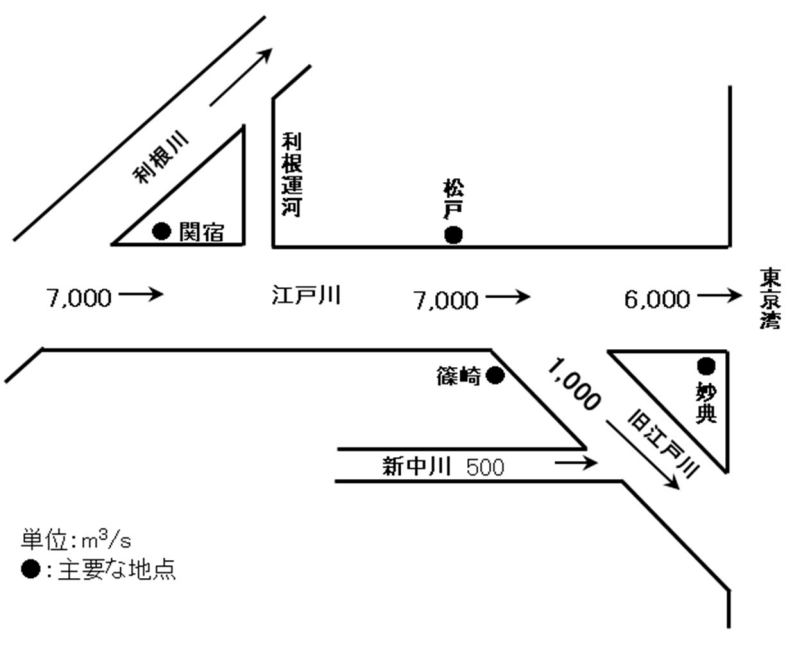
	利根川水系河川整備基本方針（平成18年2月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
114	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	
115	<p>ア 利根川</p> <p>計画高水流量は、八斗島において16,500m<sup>3</sup>/sとし、それより下流の広瀬川等の支川合流量をあわせ、渡良瀬川の合流量は渡良瀬遊水地の調節により本川の計画高水流量に影響を与えないものとして、栗橋において17,500m<sup>3</sup>/sとする。関宿においては江戸川に7,000m<sup>3</sup>/sを分派して10,500m<sup>3</sup>/sとし、鬼怒川及び小貝川の合流量は田中調節池等の調節により本川の計画高水流量に影響を与えないものとして、取手、布川において10,500m<sup>3</sup>/sとする。その下流において、放水路により1,000m<sup>3</sup>/sを分派して佐原において9,500m<sup>3</sup>/sとし、常陸利根川の合流量は常陸川水門の操作により本川の計画高水流量に影響を与えないものとして、河口の銚子において9,500m<sup>3</sup>/sとする。</p>	<p>ア 利根川</p> <p>計画高水流量は、本・支川での貯留・遊水機能を踏まえた上で、基準地点八斗島において17,700m<sup>3</sup>/sとし、それより下流の広瀬川等の支川合流量をあわせ、渡良瀬遊水地の今後の技術の進展を見据えた有効活用により渡良瀬川の合流量及び本川の流量を調節することにより、栗橋において17,500m<sup>3</sup>/sとする。関宿においては江戸川に7,000m<sup>3</sup>/sを分派して10,500m<sup>3</sup>/sとし、鬼怒川及び小貝川の合流量は田中調節池等の今後の技術の進展を見据えた有効活用により本川の計画高水流量に影響を与えないものとして、取手、布川において10,500m<sup>3</sup>/sとする。その下流において、放水路により1,000m<sup>3</sup>/sを分派して佐原において9,500m<sup>3</sup>/sとし、常陸利根川の合流量は常陸川水門の操作により本川の計画高水流量に影響を与えないものとして、河口の銚子において9,500m<sup>3</sup>/sとする。</p>	<p>・計画高水流量を変更</p>
116	<p>利根川計画流量配分図</p> <p>この図は、利根川水系の計画高水流量配分を示しています。利根川本流の流量は、八斗島で16,500 m³/s、栗橋で17,500 m³/s、関宿で10,500 m³/s、取手で10,500 m³/s、布川で10,500 m³/s、佐原で9,500 m³/s、銚子で9,500 m³/sと示されています。支川としては、渡良瀬川（渡良瀬遊水地）、鬼怒川（鬼怒川調節池）、小貝川（小貝川調節池）、常陸利根川、江戸川（関宿）、松戸川（松戸）、印旛沼（放水路）が示されています。また、利根川本流には、八斗島、栗橋、関宿、取手、布川、佐原、銚子などの地点が示されています。</p>	<p>利根川計画流量配分図</p> <p>この図は、利根川水系の計画高水流量配分を示しています。利根川本流の流量は、八斗島で17,700 m³/s、川俣で19,000 m³/s、栗橋で17,500 m³/s、関宿で10,500 m³/s、取手で10,500 m³/s、布川で10,500 m³/s、佐原で9,500 m³/s、銚子で9,500 m³/sと示されています。支川としては、渡良瀬川（渡良瀬遊水地）、鬼怒川（鬼怒川調節池）、小貝川（小貝川調節池）、常陸利根川、江戸川（関宿）、松戸川（松戸）、印旛沼（放水路）が示されています。また、利根川本流には、八斗島、川俣、栗橋、関宿、取手、布川、佐原、銚子などの地点が示されています。図には「単位: m³/s」、「■: 基準地点」、「●: 主要な地点」という説明があります。</p>	

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
117	<p>イ 烏川</p> <p>計画高水流量は、神流川等の合流量を合わせ、利根川本川合流点の玉村地点において 8,800m<sup>3</sup>/s とする。</p>	<p>イ 烏川</p> <p>計画高水流量は、貯留・遊水機能を踏まえた上で、神流川等の合流量を合わせ、本川合流点の玉村において 9,600m<sup>3</sup>/s とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画高水流量を変更</li> <li>・表現の適正化</li> </ul>
118	<p style="text-align: center;">烏川計画流量配分図</p>  <p style="text-align: center;">玉村 ●</p> <p style="text-align: center;">8,800 → 利根川 ↓</p> <p>碓氷川 ↑ 2,700</p> <p>鍬川 ↑ 3,500</p> <p>神流川 ↑ 2,000</p> <p>単位:m<sup>3</sup>/s</p>	<p style="text-align: center;">烏川計画流量配分図</p>  <p style="text-align: center;">玉村 ●</p> <p style="text-align: center;">9,600 → 利根川 ↓</p> <p>碓氷川 ↑ 2,700</p> <p>鍬川 ↑ 4,600</p> <p>神流川 ↑ 2,000</p> <p>単位:m<sup>3</sup>/s</p> <p>●: 主要な地点</p>	

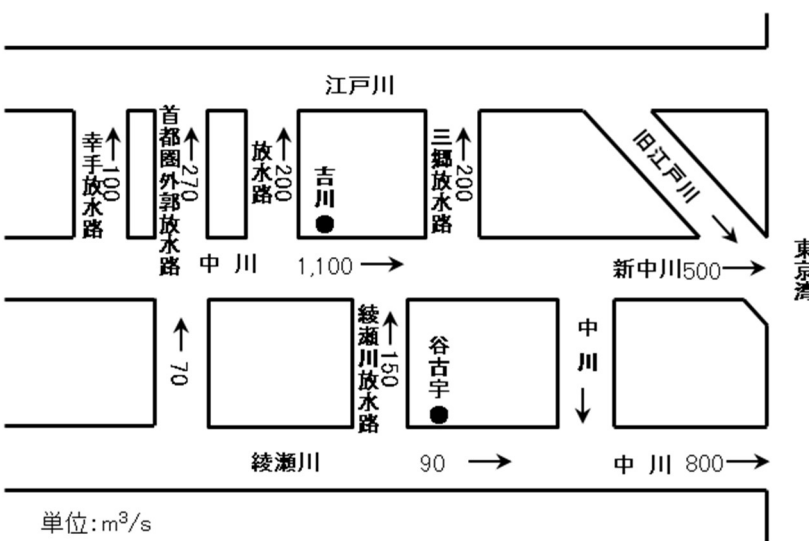
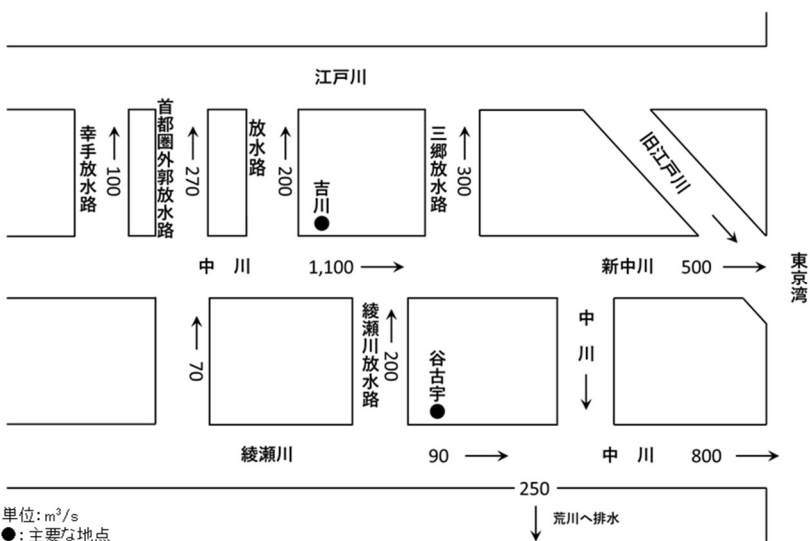
	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
119	<p>ウ 渡良瀬川</p> <p>計画高水流量は、高津戸において 3,500m<sup>3</sup>/s とし、桐生川等の支川合流量を合わせ、足利において 4,000m<sup>3</sup>/s とし、さらに旗川、矢場川、秋山川のそれぞれの合流量を合わせ、渡良瀬遊水地流入地点の藤岡地点において 4,500m<sup>3</sup>/s とする。</p>	<p>ウ 渡良瀬川</p> <p>計画高水流量は、<b>貯留・遊水機能を踏まえた上で、基準地点</b>高津戸において <b>2,800m<sup>3</sup>/s</b> とし、桐生川等の支川合流量を合わせ、足利において <b>4,000m<sup>3</sup>/s</b> とし、さらに旗川、矢場川、秋山川のそれぞれの合流量を合わせ、渡良瀬遊水地流入地点の藤岡地点において <b>4,500m<sup>3</sup>/s</b> とする。</p>	<p>・計画高水流量を変更</p>
120	<p>渡良瀬川計画流量配分図</p>  <p>単位: m<sup>3</sup>/s</p>	<p>渡良瀬川計画流量配分図</p>  <p>単位: m<sup>3</sup>/s</p> <p>■: 基準地点 ●: 主要な地点</p>	

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
121	<p>エ 鬼怒川</p> <p>計画高水流量は、石井において 5,400m<sup>3</sup>/s とし、河道低減量及び田川等の残流域の合流量を見込み、水海道地点<small>みつかいどう</small>において 5,000m<sup>3</sup>/s とする。</p>	<p>エ 鬼怒川</p> <p>計画高水流量は、<b>貯留・遊水機能を踏まえた上で、基準地点</b>石井において <b>4,700m<sup>3</sup>/s</b> とし、河道低減量及び田川等の残流域の合流量を見込み、水海道<small>みつかいどう</small>において 5,000m<sup>3</sup>/s とする。</p>	<p>・計画高水流量を変更</p>
122	<p>鬼怒川計画流量配分図</p> <p>単位: m<sup>3</sup>/s</p>	<p>鬼怒川計画流量配分図</p> <p>単位: m<sup>3</sup>/s</p> <p>■: 基準地点 ●: 主要な地点</p>	

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
123	<p>オ. 小貝川</p> <p>計画高水流量は、五行川及び大谷川の合流量をあわせ、黒子<sup>かわまた</sup>地点において 1,300m<sup>3</sup>/s とし、川又地点についても同一流量とする。</p>	<p>オ. 小貝川</p> <p>計画高水流量は、五行川及び大谷川の合流量をあわせ、<b>貯留・遊水機能を踏まえた上で、基準地点黒子</b>において 1,300m<sup>3</sup>/s とし、川又<sup>かわまた</sup>についても同一流量とする。</p>	
124	<p>小貝川計画流量配分図</p>  <p>単位: m<sup>3</sup>/s</p>	<p>小貝川計画流量配分図</p>  <p>単位: m<sup>3</sup>/s</p> <p>■: 基準地点 ●: 主要な地点</p>	

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
125	<p>カ. 江戸川</p> <p>計画高水流量は、関宿及び松戸において 7,000m<sup>3</sup>/s とし、篠崎において旧江戸川に 1,000m<sup>3</sup>/s を分派し、その下流妙典<sup>みょうでん</sup>で 6,000m<sup>3</sup>/s とし、河口まで同一流量とする。</p>	<p>カ. 江戸川</p> <p>計画高水流量は、<b>貯留・遊水機能を踏まえた上で</b>、関宿及び松戸において 7,000m<sup>3</sup>/s とし、篠崎において旧江戸川に 1,000m<sup>3</sup>/s を分派し、その下流妙典で 6,000m<sup>3</sup>/s とし、河口まで同一流量とする。</p>	
126	<p>江戸川計画流量配分図</p>  <p>単位:m<sup>3</sup>/s</p>	<p>江戸川計画流量配分図</p>  <p>単位:m<sup>3</sup>/s ●:主要な地点</p>	



	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
127	<p>キ. 中川</p> <p>計画高水流量は、幸手放水路及び首都圏外郭放水路等により一部を江戸川に放流し、吉川において1,100m<sup>3</sup>/sとし、さらに綾瀬川放水路の合流量を合わせ、三郷放水路において一部を江戸川に放流する。その後、新中川に500m<sup>3</sup>/sを分派し、河口まで800m<sup>3</sup>/sとする。</p> <p>綾瀬川の計画高水流量は、<sup>やこう</sup>谷古宇において90m<sup>3</sup>/sとする。</p>	<p>キ. 中川</p> <p>計画高水流量は、<b>貯留・遊水機能を踏まえた上で</b>、幸手放水路及び首都圏外郭放水路等により一部を江戸川に放流し、吉川において1,100m<sup>3</sup>/sとし、さらに綾瀬川放水路の合流量を合わせ、三郷放水路において一部を江戸川に放流する。その後、新中川に500m<sup>3</sup>/sを分派し、河口まで800m<sup>3</sup>/sとする。</p> <p>綾瀬川の計画高水流量は、<sup>やこう</sup>谷古宇において90m<sup>3</sup>/sとする。</p>	
128	<p style="text-align: center;">中川計画流量配分図</p>  <p style="text-align: center;">単位: m<sup>3</sup>/s</p>	<p style="text-align: center;">中川計画流量配分図</p>  <p style="text-align: center;">単位: m<sup>3</sup>/s ●: 主要な地点</p>	

	利根川水系河川整備基本方針（平成18年2月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																																																																																																																																																																																																																																											
129	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項																																																																																																																																																																																																																																												
130	<p>本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、表-2のとおりとする。</p> <p>表-2 主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>河口又は合流点からの距離 (km)</th> <th>計画高水位 (Y. P. m)</th> <th>川幅 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">利根川</td> <td>八斗島</td> <td>河口から 181.5</td> <td>50.51</td> <td>1,040</td> </tr> <tr> <td>栗橋</td> <td>" 130.4</td> <td>20.97</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>取手</td> <td>" 85.3</td> <td>10.92</td> <td>1,270</td> </tr> <tr> <td>布川</td> <td>" 76.5</td> <td>9.38</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>佐原</td> <td>" 41.0</td> <td>5.17</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>銚子</td> <td>" 0.7</td> <td>2.30</td> <td>640</td> </tr> <tr> <td>烏川</td> <td>玉村</td> <td>利根川合流点から 0.0</td> <td>55.25</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">渡良瀬川</td> <td>高津戸</td> <td>利根川合流点から 56.0</td> <td>154.81</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>足利</td> <td>" 35.7</td> <td>39.22</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>藤岡</td> <td>" 13.0</td> <td>21.74</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鬼怒川</td> <td>石井</td> <td>利根川合流点から 75.2</td> <td>102.03</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>水海道</td> <td>" 11.0</td> <td>17.25</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小貝川</td> <td>黒子</td> <td>利根川合流点から 60.4</td> <td>23.23</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>川又</td> <td>" 27.9</td> <td>14.96</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">霞ヶ浦(西浦)</td> <td>出島</td> <td></td> <td>湖水位 2.85</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白浜</td> <td></td> <td>湖水位 2.85</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">江戸川</td> <td>関宿</td> <td>河口から 58.4</td> <td>17.62</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>松戸</td> <td>" 19.6</td> <td>8.13</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>妙典</td> <td>" 0.1</td> <td>※ 4.80</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>旧江戸川</td> <td>篠崎</td> <td>" 9.1</td> <td>※ 4.80</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>中川</td> <td>吉川</td> <td>河口から 30.6</td> <td>A.P. 4.75</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>綾瀬川</td> <td>谷古宇</td> <td>中川合流点から 14.4</td> <td>A.P. 4.10</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) Y.P. : 堀江水量水標零点高 (T.P. -0.84m)  A.P. : 壺岸島水量水標零点高 (T.P. -1.13m)  ※ : 計画高潮位</p>	河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 (Y. P. m)	川幅 (m)	利根川	八斗島	河口から 181.5	50.51	1,040	栗橋	" 130.4	20.97	720	取手	" 85.3	10.92	1,270	布川	" 76.5	9.38	280	佐原	" 41.0	5.17	540	銚子	" 0.7	2.30	640	烏川	玉村	利根川合流点から 0.0	55.25	630	渡良瀬川	高津戸	利根川合流点から 56.0	154.81	50	足利	" 35.7	39.22	280	藤岡	" 13.0	21.74	240	鬼怒川	石井	利根川合流点から 75.2	102.03	590	水海道	" 11.0	17.25	350	小貝川	黒子	利根川合流点から 60.4	23.23	150	川又	" 27.9	14.96	170	霞ヶ浦(西浦)	出島		湖水位 2.85		白浜		湖水位 2.85		江戸川	関宿	河口から 58.4	17.62	400	松戸	" 19.6	8.13	480	妙典	" 0.1	※ 4.80	400	旧江戸川	篠崎	" 9.1	※ 4.80	200	中川	吉川	河口から 30.6	A.P. 4.75	200	綾瀬川	谷古宇	中川合流点から 14.4	A.P. 4.10	30	<p>本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、表-2のとおりとする。</p> <p>表-2 主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">地点名</th> <th colspan="2" rowspan="2">河口又は合流点からの距離(km)</th> <th>計画高水位</th> <th rowspan="2">川幅 (m)</th> </tr> <tr> <th>Y.P. (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">利根川</td> <td>八斗島</td> <td>河口から</td> <td>181.5</td> <td>50.51</td> <td>1,040</td> </tr> <tr> <td>川俣</td> <td>"</td> <td>150.5</td> <td>27.13</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>栗橋</td> <td>"</td> <td>130.4</td> <td>20.97</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>芽吹橋</td> <td>"</td> <td>104.0</td> <td>14.06</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>取手</td> <td>"</td> <td>85.3</td> <td>10.92</td> <td>1,270</td> </tr> <tr> <td>布川</td> <td>"</td> <td>76.5</td> <td>9.38</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>佐原</td> <td>"</td> <td>41.0</td> <td>5.17</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>銚子</td> <td>"</td> <td>0.7</td> <td>2.30</td> <td>640</td> </tr> <tr> <td>烏川</td> <td>玉村</td> <td>利根川合流点から</td> <td>0.0</td> <td>55.25</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">渡良瀬川</td> <td>高津戸</td> <td>利根川合流点から</td> <td>56.0</td> <td>154.81</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>足利</td> <td>"</td> <td>35.7</td> <td>39.22</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>藤岡</td> <td>"</td> <td>13.0</td> <td>21.74</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鬼怒川</td> <td>石井</td> <td>利根川合流点から</td> <td>75.2</td> <td>102.03</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>水海道</td> <td>"</td> <td>11.0</td> <td>17.25</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小貝川</td> <td>黒子</td> <td>利根川合流点から</td> <td>60.4</td> <td>23.23</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>川又</td> <td>"</td> <td>27.9</td> <td>14.96</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦(西浦)</td> <td>出島</td> <td></td> <td></td> <td>湖水位 2.85</td> <td></td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦(北浦)</td> <td>白浜</td> <td></td> <td></td> <td>湖水位 2.85</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">江戸川</td> <td>関宿</td> <td>河口から</td> <td>58.4</td> <td>17.62</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>松戸</td> <td>"</td> <td>19.6</td> <td>8.13</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>妙典</td> <td>"</td> <td>0.1</td> <td>* 4.80</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>旧江戸川</td> <td>篠崎</td> <td>河口から</td> <td>9.1</td> <td>* 4.80</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>中川</td> <td>吉川</td> <td>河口から</td> <td>30.6</td> <td>A.P.4.75</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Y.P. : 堀江水量水標零点高 (T.P.-0.84 m)  A.P. : 壺岸島水量水標零点高 (T.P.-1.13 m)  * : 計画高潮位</p>	河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)		計画高水位	川幅 (m)	Y.P. (m)	利根川	八斗島	河口から	181.5	50.51	1,040	川俣	"	150.5	27.13	660	栗橋	"	130.4	20.97	720	芽吹橋	"	104.0	14.06	540	取手	"	85.3	10.92	1,270	布川	"	76.5	9.38	280	佐原	"	41.0	5.17	540	銚子	"	0.7	2.30	640	烏川	玉村	利根川合流点から	0.0	55.25	630	渡良瀬川	高津戸	利根川合流点から	56.0	154.81	50	足利	"	35.7	39.22	280	藤岡	"	13.0	21.74	240	鬼怒川	石井	利根川合流点から	75.2	102.03	590	水海道	"	11.0	17.25	350	小貝川	黒子	利根川合流点から	60.4	23.23	150	川又	"	27.9	14.96	170	霞ヶ浦(西浦)	出島			湖水位 2.85		霞ヶ浦(北浦)	白浜			湖水位 2.85		江戸川	関宿	河口から	58.4	17.62	400	松戸	"	19.6	8.13	480	妙典	"	0.1	* 4.80	400	旧江戸川	篠崎	河口から	9.1	* 4.80	200	中川	吉川	河口から	30.6	A.P.4.75	200	
河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 (Y. P. m)	川幅 (m)																																																																																																																																																																																																																																										
利根川	八斗島	河口から 181.5	50.51	1,040																																																																																																																																																																																																																																										
	栗橋	" 130.4	20.97	720																																																																																																																																																																																																																																										
	取手	" 85.3	10.92	1,270																																																																																																																																																																																																																																										
	布川	" 76.5	9.38	280																																																																																																																																																																																																																																										
	佐原	" 41.0	5.17	540																																																																																																																																																																																																																																										
	銚子	" 0.7	2.30	640																																																																																																																																																																																																																																										
烏川	玉村	利根川合流点から 0.0	55.25	630																																																																																																																																																																																																																																										
渡良瀬川	高津戸	利根川合流点から 56.0	154.81	50																																																																																																																																																																																																																																										
	足利	" 35.7	39.22	280																																																																																																																																																																																																																																										
	藤岡	" 13.0	21.74	240																																																																																																																																																																																																																																										
鬼怒川	石井	利根川合流点から 75.2	102.03	590																																																																																																																																																																																																																																										
	水海道	" 11.0	17.25	350																																																																																																																																																																																																																																										
小貝川	黒子	利根川合流点から 60.4	23.23	150																																																																																																																																																																																																																																										
	川又	" 27.9	14.96	170																																																																																																																																																																																																																																										
霞ヶ浦(西浦)	出島		湖水位 2.85																																																																																																																																																																																																																																											
	白浜		湖水位 2.85																																																																																																																																																																																																																																											
江戸川	関宿	河口から 58.4	17.62	400																																																																																																																																																																																																																																										
	松戸	" 19.6	8.13	480																																																																																																																																																																																																																																										
	妙典	" 0.1	※ 4.80	400																																																																																																																																																																																																																																										
旧江戸川	篠崎	" 9.1	※ 4.80	200																																																																																																																																																																																																																																										
中川	吉川	河口から 30.6	A.P. 4.75	200																																																																																																																																																																																																																																										
綾瀬川	谷古宇	中川合流点から 14.4	A.P. 4.10	30																																																																																																																																																																																																																																										
河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)		計画高水位	川幅 (m)																																																																																																																																																																																																																																									
				Y.P. (m)																																																																																																																																																																																																																																										
利根川	八斗島	河口から	181.5	50.51	1,040																																																																																																																																																																																																																																									
	川俣	"	150.5	27.13	660																																																																																																																																																																																																																																									
	栗橋	"	130.4	20.97	720																																																																																																																																																																																																																																									
	芽吹橋	"	104.0	14.06	540																																																																																																																																																																																																																																									
	取手	"	85.3	10.92	1,270																																																																																																																																																																																																																																									
	布川	"	76.5	9.38	280																																																																																																																																																																																																																																									
	佐原	"	41.0	5.17	540																																																																																																																																																																																																																																									
	銚子	"	0.7	2.30	640																																																																																																																																																																																																																																									
烏川	玉村	利根川合流点から	0.0	55.25	630																																																																																																																																																																																																																																									
渡良瀬川	高津戸	利根川合流点から	56.0	154.81	50																																																																																																																																																																																																																																									
	足利	"	35.7	39.22	280																																																																																																																																																																																																																																									
	藤岡	"	13.0	21.74	240																																																																																																																																																																																																																																									
鬼怒川	石井	利根川合流点から	75.2	102.03	590																																																																																																																																																																																																																																									
	水海道	"	11.0	17.25	350																																																																																																																																																																																																																																									
小貝川	黒子	利根川合流点から	60.4	23.23	150																																																																																																																																																																																																																																									
	川又	"	27.9	14.96	170																																																																																																																																																																																																																																									
霞ヶ浦(西浦)	出島			湖水位 2.85																																																																																																																																																																																																																																										
霞ヶ浦(北浦)	白浜			湖水位 2.85																																																																																																																																																																																																																																										
江戸川	関宿	河口から	58.4	17.62	400																																																																																																																																																																																																																																									
	松戸	"	19.6	8.13	480																																																																																																																																																																																																																																									
	妙典	"	0.1	* 4.80	400																																																																																																																																																																																																																																									
旧江戸川	篠崎	河口から	9.1	* 4.80	200																																																																																																																																																																																																																																									
中川	吉川	河口から	30.6	A.P.4.75	200																																																																																																																																																																																																																																									

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
131		計画高潮位は、海岸管理者と連携し、気候変動による予測をもとに平均海面水位の上昇量や潮位偏差の増加量を適切に評価し、海岸保全基本計画との整合を図りながら必要に応じて設定を行う。	・気候変動による潮位への影響について追記
132	（４）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	（４）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	
133	<p>利根川水系における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、流入支川の状況、利水の現況、動植物の保護・漁業、水質、景観、舟運、塩害の防止等を考慮して、利根川本川においては栗橋、利根川河口堰下流、江戸川においては野田、旧江戸川においては江戸川水閘門下流、渡良瀬川においては大間々、鬼怒川においては佐貫で設定する。</p> <p>各基準地点から下流の各区分における既得水利は表－３のとおりである。</p> <p>流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、動植物の保護・漁業、水質、景観、舟運、塩害の防止等を考慮し、栗橋地点においては本川下流部及び江戸川の維持流量を見込み、かんがい期に概ね 120m<sup>3</sup>/s、非かんがい期に概ね 80m<sup>3</sup>/s、野田地点においてはかんがい期に概ね 35m<sup>3</sup>/s、非かんがい期に概ね 30m<sup>3</sup>/s、大間々地点においてはかんがい期に概ね 25m<sup>3</sup>/s、非かんがい期に概ね 7m<sup>3</sup>/s、佐貫地点においてはかんがい期に概ね 45m<sup>3</sup>/s、非かんがい期に概ね 7m<sup>3</sup>/s とし、その他の地点については、表－４のとおりとする。</p> <p>なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水</p>	<p>利根川水系における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、流入支川の状況、利水の現況、動植物の保護・漁業、水質、景観、舟運、塩害の防止等を考慮して、利根川においては栗橋、利根川河口堰下流、江戸川においては野田、旧江戸川においては江戸川水閘門下流、渡良瀬川においては大間々、鬼怒川においては佐貫で設定する。</p> <p>各基準地点から下流の各区分における既得水利は表－３のとおりである。</p> <p>流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、動植物の保護・漁業、水質、景観、舟運、塩害の防止等を考慮し、栗橋地点においては本川下流部及び江戸川の維持流量を見込み、かんがい期に概ね 122m<sup>3</sup>/s、非かんがい期に概ね 86m<sup>3</sup>/s、野田地点においてはかんがい期に概ね 35m<sup>3</sup>/s、非かんがい期に概ね 32m<sup>3</sup>/s、大間々地点においてはかんがい期に概ね 24m<sup>3</sup>/s、非かんがい期に概ね 7m<sup>3</sup>/s、佐貫地点においてはかんがい期に概ね 51m<sup>3</sup>/s、非かんがい期に概ね 8m<sup>3</sup>/s とし、その他の地点については、表－４のとおりとする。</p> <p>なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水</p>	・正常流量の変更

	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																																																																																																																																																																												
	利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。	利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。																																																																																																																																																																													
134	<p style="text-align: center;">表－3 既得水利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">河川名</th> <th rowspan="3">区 間 名</th> <th colspan="6">既得水利量 (m<sup>3</sup>/s)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">許可水利</th> <th rowspan="2">慣行水利</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>かんがい用水</th> <th>水道用水</th> <th>工業用水</th> <th>雑用水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">利根川</td> <td>利根大堰上流地点～栗橋地点</td> <td>72.1</td> <td>19.4</td> <td>1.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>92.6</td> </tr> <tr> <td>栗橋地点～布川地点</td> <td>10.6</td> <td>0.2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10.8</td> </tr> <tr> <td>布川地点～利根川河口堰上流地点</td> <td>44.5</td> <td>3.8</td> <td>1.3</td> <td>—</td> <td>2.9</td> <td>52.5</td> </tr> <tr> <td>利根川河口堰下流地点下流</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.4</td> <td>0.01</td> <td>—</td> <td>0.41</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">江戸川</td> <td>江戸川分派点～野田地点</td> <td>6.0</td> <td>2.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.7</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>野田地点下流</td> <td>4.0</td> <td>16.6</td> <td>1.8</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>22.4</td> </tr> <tr> <td>旧江戸川</td> <td>江戸川水閘門下流地点下流</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>渡良瀬川</td> <td>大間々地点下流</td> <td>31.5</td> <td>1.1</td> <td>0.01</td> <td>—</td> <td>0.3</td> <td>32.9</td> </tr> <tr> <td>鬼怒川</td> <td>佐貫地点下流</td> <td>75.3</td> <td>1.7</td> <td>0.8</td> <td>—</td> <td>1.0</td> <td>78.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、上記の他に鬼怒川において発電用水として 54.2m<sup>3</sup>/s がある。</p>	河川名	区 間 名	既得水利量 (m <sup>3</sup> /s)						許可水利				慣行水利	計	かんがい用水	水道用水	工業用水	雑用水	利根川	利根大堰上流地点～栗橋地点	72.1	19.4	1.1	—	—	92.6	栗橋地点～布川地点	10.6	0.2	—	—	—	10.8	布川地点～利根川河口堰上流地点	44.5	3.8	1.3	—	2.9	52.5	利根川河口堰下流地点下流	—	—	0.4	0.01	—	0.41	江戸川	江戸川分派点～野田地点	6.0	2.1	—	—	0.7	8.8	野田地点下流	4.0	16.6	1.8	—	—	22.4	旧江戸川	江戸川水閘門下流地点下流	—	—	—	—	—	—	渡良瀬川	大間々地点下流	31.5	1.1	0.01	—	0.3	32.9	鬼怒川	佐貫地点下流	75.3	1.7	0.8	—	1.0	78.8	<p style="text-align: center;">表－3 既得水利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">河川名</th> <th rowspan="3">区 間 名</th> <th colspan="6">既得水利量 (m<sup>3</sup>/s)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">許可水利</th> <th rowspan="2">慣行水利</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>かんがい用水</th> <th>水道用水</th> <th>工業用水</th> <th>雑用水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">利根川</td> <td>利根大堰上流地点～栗橋地点</td> <td>72.1</td> <td>24.1</td> <td>1.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>97.3</td> </tr> <tr> <td>栗橋地点～布川地点</td> <td>10.6</td> <td>1.5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>12.1</td> </tr> <tr> <td>布川地点～利根川河口堰上流地点</td> <td>40.8</td> <td>3.7</td> <td>1.3</td> <td>—</td> <td>2.9</td> <td>48.7</td> </tr> <tr> <td>利根川河口堰下流地点下流</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.4</td> <td>0.01</td> <td>—</td> <td>0.41</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">江戸川</td> <td>江戸川分派点～野田地点</td> <td>6.7</td> <td>3.3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>野田地点下流</td> <td>3.1</td> <td>21.1</td> <td>1.7</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>26.0</td> </tr> <tr> <td>旧江戸川</td> <td>江戸川水閘門下流地点下流</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>渡良瀬川</td> <td>大間々地点下流</td> <td>31.3</td> <td>1.3</td> <td>0.01</td> <td>—</td> <td>0.3</td> <td>32.9</td> </tr> <tr> <td>鬼怒川</td> <td>佐貫地点下流</td> <td>75.9</td> <td>2.2</td> <td>0.8</td> <td>—</td> <td>1.2</td> <td>80.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、上記の他に鬼怒川において発電用水として 54.2m<sup>3</sup>/s がある。</p>	河川名	区 間 名	既得水利量 (m <sup>3</sup> /s)						許可水利				慣行水利	計	かんがい用水	水道用水	工業用水	雑用水	利根川	利根大堰上流地点～栗橋地点	72.1	24.1	1.1	—	—	97.3	栗橋地点～布川地点	10.6	1.5	—	—	—	12.1	布川地点～利根川河口堰上流地点	40.8	3.7	1.3	—	2.9	48.7	利根川河口堰下流地点下流	—	—	0.4	0.01	—	0.41	江戸川	江戸川分派点～野田地点	6.7	3.3	—	—	—	10.0	野田地点下流	3.1	21.1	1.7	—	—	26.0	旧江戸川	江戸川水閘門下流地点下流	—	—	—	—	—	—	渡良瀬川	大間々地点下流	31.3	1.3	0.01	—	0.3	32.9	鬼怒川	佐貫地点下流	75.9	2.2	0.8	—	1.2	80.2	<p>・既得水利の変更</p>
	河川名			区 間 名	既得水利量 (m <sup>3</sup> /s)																																																																																																																																																																										
許可水利					慣行水利	計																																																																																																																																																																									
かんがい用水		水道用水	工業用水				雑用水																																																																																																																																																																								
利根川	利根大堰上流地点～栗橋地点	72.1	19.4	1.1	—	—	92.6																																																																																																																																																																								
	栗橋地点～布川地点	10.6	0.2	—	—	—	10.8																																																																																																																																																																								
	布川地点～利根川河口堰上流地点	44.5	3.8	1.3	—	2.9	52.5																																																																																																																																																																								
	利根川河口堰下流地点下流	—	—	0.4	0.01	—	0.41																																																																																																																																																																								
江戸川	江戸川分派点～野田地点	6.0	2.1	—	—	0.7	8.8																																																																																																																																																																								
	野田地点下流	4.0	16.6	1.8	—	—	22.4																																																																																																																																																																								
旧江戸川	江戸川水閘門下流地点下流	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																								
渡良瀬川	大間々地点下流	31.5	1.1	0.01	—	0.3	32.9																																																																																																																																																																								
鬼怒川	佐貫地点下流	75.3	1.7	0.8	—	1.0	78.8																																																																																																																																																																								
河川名	区 間 名	既得水利量 (m <sup>3</sup> /s)																																																																																																																																																																													
		許可水利				慣行水利	計																																																																																																																																																																								
		かんがい用水	水道用水	工業用水	雑用水																																																																																																																																																																										
利根川	利根大堰上流地点～栗橋地点	72.1	24.1	1.1	—	—	97.3																																																																																																																																																																								
	栗橋地点～布川地点	10.6	1.5	—	—	—	12.1																																																																																																																																																																								
	布川地点～利根川河口堰上流地点	40.8	3.7	1.3	—	2.9	48.7																																																																																																																																																																								
	利根川河口堰下流地点下流	—	—	0.4	0.01	—	0.41																																																																																																																																																																								
江戸川	江戸川分派点～野田地点	6.7	3.3	—	—	—	10.0																																																																																																																																																																								
	野田地点下流	3.1	21.1	1.7	—	—	26.0																																																																																																																																																																								
旧江戸川	江戸川水閘門下流地点下流	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																								
渡良瀬川	大間々地点下流	31.3	1.3	0.01	—	0.3	32.9																																																																																																																																																																								
鬼怒川	佐貫地点下流	75.9	2.2	0.8	—	1.2	80.2																																																																																																																																																																								

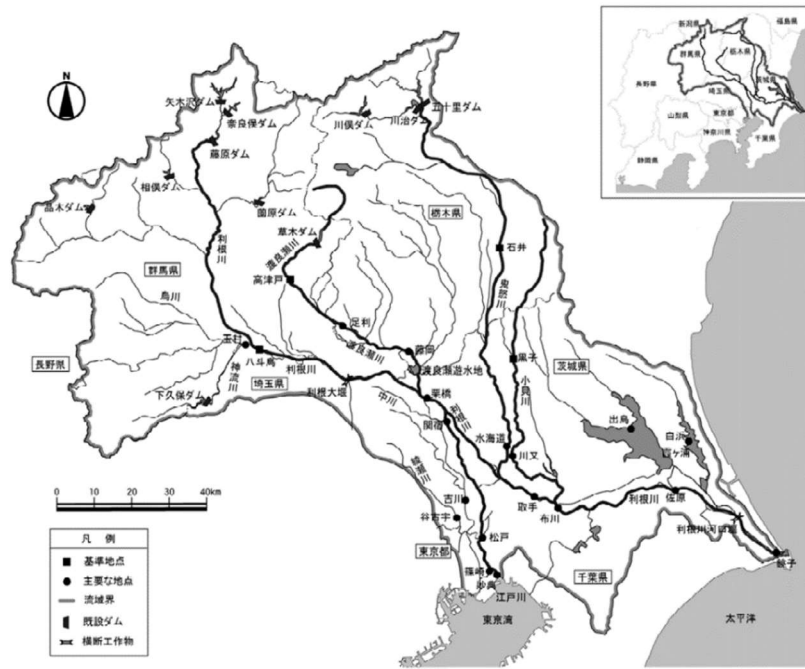
	利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）	利根川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																																																																														
135	<p>表－4 流水の正常な機能を維持するために必要な流量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">河川名</th> <th rowspan="3">地点名</th> <th colspan="3">流水の正常な機能を維持するため 概ね必要な流量 (m³/s)</th> </tr> <tr> <th>かんがい期</th> <th>非かんがい期</th> <th rowspan="2">維持すべき対象</th> </tr> <tr> <th>最大</th> <th>最大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">利根川</td> <td>栗橋</td> <td>120</td> <td>80</td> <td>動植物の保護・漁協、水質、 景観、塩害の防止等</td> </tr> <tr> <td>利根川河口堰 下流</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>動植物の保護・漁協等</td> </tr> <tr> <td>江戸川</td> <td>野田</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>動植物の保護・漁協、水質、 景観等</td> </tr> <tr> <td>旧江戸川</td> <td>江戸川水閘門 下流</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>動植物の保護、水質等</td> </tr> <tr> <td>渡良瀬川</td> <td>大間々</td> <td>25</td> <td>7</td> <td>動植物の保護・漁協、水質、 景観等</td> </tr> <tr> <td>鬼怒川</td> <td>佐貫</td> <td>45</td> <td>7</td> <td>動植物の保護・漁協、水質、 景観等</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、流水の正常な流量を維持するために必要な流量は、上記流量を目安とするが、その流量は、支川合流量の増減、下流施設の運用、取水・還元状況等により変動するものである。</p>	河川名	地点名	流水の正常な機能を維持するため 概ね必要な流量 (m³/s)			かんがい期	非かんがい期	維持すべき対象	最大	最大	利根川	栗橋	120	80	動植物の保護・漁協、水質、 景観、塩害の防止等	利根川河口堰 下流	30	30	動植物の保護・漁協等	江戸川	野田	35	30	動植物の保護・漁協、水質、 景観等	旧江戸川	江戸川水閘門 下流	9	9	動植物の保護、水質等	渡良瀬川	大間々	25	7	動植物の保護・漁協、水質、 景観等	鬼怒川	佐貫	45	7	動植物の保護・漁協、水質、 景観等	<p>表－4 流水の正常な機能を維持するために必要な流量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">河川名</th> <th rowspan="3">地点名</th> <th colspan="3">流水の正常な機能を維持するため 概ね必要な流量 (m³/s)</th> </tr> <tr> <th>かんがい期</th> <th>非かんがい期</th> <th rowspan="2">維持すべき対象</th> </tr> <tr> <th>最大</th> <th>最大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">利根川</td> <td>栗橋</td> <td>122</td> <td>86</td> <td>動植物の保護・漁協、水質、 景観、塩害の防止等</td> </tr> <tr> <td>利根川河口堰 下流</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>動植物の保護・漁協等</td> </tr> <tr> <td>江戸川</td> <td>野田</td> <td>35</td> <td>32</td> <td>動植物の保護・漁協、水質、 景観等</td> </tr> <tr> <td>旧江戸川</td> <td>江戸川水閘門 下流</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>動植物の保護、水質等</td> </tr> <tr> <td>渡良瀬川</td> <td>大間々</td> <td>24</td> <td>7</td> <td>動植物の保護・漁協、水質、 景観等</td> </tr> <tr> <td>鬼怒川</td> <td>佐貫</td> <td>51</td> <td>8</td> <td>動植物の保護・漁協、水質、 景観等</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、流水の正常な流量を維持するために必要な流量は、上記流量を目安とするが、その流量は、支川合流量の増減、下流施設の運用、取水・還元状況等により変動するものである。</p>	河川名	地点名	流水の正常な機能を維持するため 概ね必要な流量 (m³/s)			かんがい期	非かんがい期	維持すべき対象	最大	最大	利根川	栗橋	122	86	動植物の保護・漁協、水質、 景観、塩害の防止等	利根川河口堰 下流	30	30	動植物の保護・漁協等	江戸川	野田	35	32	動植物の保護・漁協、水質、 景観等	旧江戸川	江戸川水閘門 下流	9	9	動植物の保護、水質等	渡良瀬川	大間々	24	7	動植物の保護・漁協、水質、 景観等	鬼怒川	佐貫	51	8	動植物の保護・漁協、水質、 景観等	<p>・正常流量の変更</p>
河川名	地点名			流水の正常な機能を維持するため 概ね必要な流量 (m³/s)																																																																													
				かんがい期	非かんがい期	維持すべき対象																																																																											
		最大	最大																																																																														
利根川	栗橋	120	80	動植物の保護・漁協、水質、 景観、塩害の防止等																																																																													
	利根川河口堰 下流	30	30	動植物の保護・漁協等																																																																													
江戸川	野田	35	30	動植物の保護・漁協、水質、 景観等																																																																													
旧江戸川	江戸川水閘門 下流	9	9	動植物の保護、水質等																																																																													
渡良瀬川	大間々	25	7	動植物の保護・漁協、水質、 景観等																																																																													
鬼怒川	佐貫	45	7	動植物の保護・漁協、水質、 景観等																																																																													
河川名	地点名	流水の正常な機能を維持するため 概ね必要な流量 (m³/s)																																																																															
		かんがい期	非かんがい期	維持すべき対象																																																																													
		最大	最大																																																																														
利根川	栗橋	122	86	動植物の保護・漁協、水質、 景観、塩害の防止等																																																																													
	利根川河口堰 下流	30	30	動植物の保護・漁協等																																																																													
江戸川	野田	35	32	動植物の保護・漁協、水質、 景観等																																																																													
旧江戸川	江戸川水閘門 下流	9	9	動植物の保護、水質等																																																																													
渡良瀬川	大間々	24	7	動植物の保護・漁協、水質、 景観等																																																																													
鬼怒川	佐貫	51	8	動植物の保護・漁協、水質、 景観等																																																																													

利根川水系河川整備基本方針（平成 18 年 2 月策定）

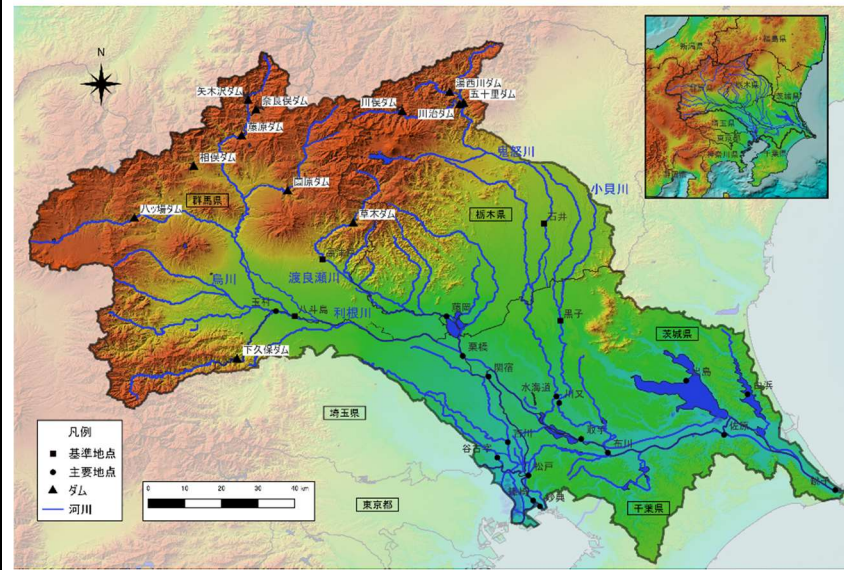
利根川水系河川整備基本方針（変更案）

変更理由

136



(参考図) 利根川水系図



(参考図) 利根川水系図